

平成 29 年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 27 日 )  
( 第 20 号 )



平成29年

# 三重県議会定例会会議録

## 第20号

○平成29年9月27日（水曜日）

---

### 議事日程（第20号）

平成29年9月27日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	柘 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課主幹)	松 本	昇

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	岡本 直之
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	降旗 道男
人事委員会事務局長	山口 武美

選挙管理委員会委員

野田 恵子

労働委員会事務局長

永田 慎吾

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（舟橋裕幸） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。  
通告がありますので、順次、発言を許します。25番 藤田宜三議員。  
〔25番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○25番（藤田宜三） 皆さん、おはようございます。

新政みえ、鈴鹿市選出の藤田宜三でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

相も変わらず花の話をせんといかんで、リンドウが入っております、リンドウの紫がきれいかなと。グロリオサのオレンジもきれいやなど、こういう話で終わらせていただいて、まず初めにダイバーシティについての質問をさせていただきたいと思っております。

県は本年4月に三重県ダイバーシティ社会推進本部を設置されて、男女共同参画NPO課と多文化共生課を一本化して、ダイバーシティ社会推進課にされました。ダイバーシティ社会を目指して、その推進方針の策定をするというお話でございます。ダイバーシティって何という話があるところでございますけれども、ダイバーシティとは多様性だというのは皆さん方、よく御存じの話だろうと思っておりますし、女性であったり外国人であったり障がい者であったりLGBTであったり、あるいは高齢者、子ども、若者などの

差異、違いを価値として認め合い、その力を発揮することで、より豊かな環境、社会をつくり上げていく、そのなかでかかわった人々も充実感を得るという考えだというふうに思っておりますが、言葉を調べさせてもらったら、どうも内容的には多様性という考え方と、みんな一緒になってそれぞれを認め合いながらいい環境をつくっていこうというインクルーシブというような意味合いも、このダイバーシティの中には入っているのかなと理解をさせていただいております。

そういう考え方の中で、知事が目指しているダイバーシティ社会を進めていくのだろうと。その推進をしていく基本方針を今年度につくっていただけるということでもあります。

いろんな視点があろうかと思えます。女性活躍という視点もあろうかと思えますし、今年度議会の中で障がい者の差別をなくしていこうという条例をつくっていこうという考え方、そういう視点もあろうかと思えます。私は在住外国人という視点から、このダイバーシティということについて県の考え方、方向性についてお聞かせ願いたいと思っております。

御存じのように、三重県には5万人弱の外国人の方が住んでいらっしゃいます。在住外国人の方というのはいろんな国の方がいらっしゃいますので、当然言語も違いますし宗教も違う。当然、生活習慣も違ってくるわけでございまして、在住外国人と一くくりで判断していくというのは非常に難しい状況になってきているのかなと思っております。

そんな中、先月の19日でございますけれども、多文化共生フォーラム2017 in みえ 違いを豊かさ～ダイバーシティ社会を目指してという名前をつけて、フォーラムが三重県総合文化センターで開催されました。

このフォーラムには知事も来賓として御出席をいただいたわけでございまして、内容については三重県の在住外国人との共生をしていくために、日ごろ活動をいろんな形でやっていたりいらっしゃる方がみえるわけでございまして、その皆さん方の経験をお話しいただいて、共有できることは共有し、そして一つでも二つでも在住外国人という意味でのダイバーシティ社会に向け

で深め合っていきたいという内容でございました。その中には、私ども行政を含めまして留意していかないとだめだなという内容がたくさんございまして、非常に内容の濃いものであったのかなと思っております。

一方、当三重県もこの間、多文化共生という視点で課もつくっていただいております、いろんな形での支援の施策を打っていただいております。

リーマンショックによって不況が大変厳しい。まず、外国人の臨時雇いの方が解雇されるという現状が起こってくる。そういう中で、いろんな形での生活支援も県行政にやっていただきましたし、求職者に対しての通訳を配置して、三重県求職者総合支援センターを設置いただいたり、あるいは外国人の労働者を対象とした職業訓練などの就業支援ということも、いろいろやっていただきました。

特に2010年4月、自動車運転免許の学科試験で英語の学科試験を認めていただいた。2012年4月には、ブラジルの方が大変多かったのでポルトガル語でも学科試験を認めましょうという、学科試験の多言語化ということもやっていただきました。

また、東日本大震災が発生いたしまして、そのときに外国人に対する言葉の壁という問題の中で支援事業を組み立てていただいて、他言語の訓練であったり、いろいろやっていただいております。

また、教育に対しては、日本語というハンディキャップを持ってみえる子どもが多いわけですから、市町の小中学校に対して教員の加配をすることによって日本語習得を支援していくという対応をいただきましたし、高校では、県立みえ夢学園高等学校において多文化共生という学科、あるいは日本語Ⅰ、日本語Ⅱという講義を開講いただいて、高校生の段階で日本語教育を進めていただいたということ、臨時職員ではありますがけれども、対応を非常にしっかりやっていただけてきたというふうに思います。

しかしながら、このフォーラムだけではありませんけれども、いろんなところで話をお聞きますと、在住外国人の日本語に対するハンディキャップというのは、我々が想像している以上に大変大きいものがございます、特

に生徒学生においての普通の会話の言葉ではない単語が出てくる学習言語というのは大変大きな課題になっておりまして、それを獲得していくのが大変大きい壁になっていることもわかってまいりました。

特に高校へ行って卒業するとき、実は先生、俺、授業、半分もわからへんだというような言葉が返ってきたというお話のある先生からお聞きしました。その子は日常会話は非常に流暢な日本語をしゃべるのですが、高校のレベルになってくると、学習言語についていけないという現象が起きているということもございました。事の重大さを感じたこともございました。

一番肝心なのは、論理的な物事の組み立てを何語でやるのが非常に重要な視点でございまして、母語を形成していく、物事を考える言葉を形成していくというのは非常に重要な課題で、これがきっちりできてないと、日本語もわからない、母国語もしっかりわからない、組立てができないということが起こってくるわけです。

ですから、こういうことに対してきっちり対応していく必要があるのかなと考えております。

特に、母語の形成というのは、小さい段階で物すごく影響するのが最近わかってまいりました。この幼児期の段階、要は就学前の時期に日本語を習得させていく上で、どうしたらいいのかというのが本当に重要になってきているわけでございます。

そこでお伺いしたいのですが、就学前の教育というのは基本的に市町の守備範囲だというのは重々わかっておりますが、県はダイバーシティ社会を目指すんだ、その上で子どもの日本語の獲得をやっぱり考えていく必要があるだろうと。これは市町にお任せしておくということだけではだめなのではないかという思いがございます。

当然市町と連携せざるを得ないし、していっていただかないといけないのですが、この辺を県としてどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。質問の順番が前後しておりますけれども、お聞かせいただけたらと思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 未就学児童の日本語習得の取組について御質問をいただきました。

本県では、多くの外国人住民が生活されており、また定住化の傾向がございます。外国人住民が地域の担い手として生活をしていく上での日本語の習得は不可欠と捉えており、これまで県では、延べ約800名の日本語指導ボランティアの育成に取り組んできました。

現在、県内には約40の日本語教室があり、それらは市町やNPO等により開設されています。さらに、市町において日本語指導ボランティアの育成に取り組む事例も出てきております。

こうしたことから、日本語指導ボランティアの育成や日本語教室の運営につきましては、より住民に近い市町等で取り組んでいただくこととし、また県国際交流財団では日本語指導教材の作成など、外国人児童生徒に対する日本語学習の支援の取組を行っているところでございます。

先ほど議員から御紹介がございましたように、県では、自分とは違うことを価値と認め合い、性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが希望を持って挑戦、活躍できるダイバーシティ社会を推進する方針の策定を進めておるところでございます。

今後、この取組を進めていく上で、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいるNPO等との意見交換等を通じて、外国人住民の生活にかかわる課題の抽出を行い、現場の実態を改めて把握することを検討しております。

また、外国人が多く居住する県内14市町と構成いたします県市町多文化共生ワーキング等の機会を通じまして、未就学児童の日本語習得における課題も含めた状況の把握や、外国人住民の日本語習得に向けた市町における先進事例や好事例の情報提供などを行うとともに、教育や子育てに関連いたします部局と連携を図りながら、県として多文化共生社会の実現につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 答弁ありがとうございます。

本当に実態調査をしていただけるという話でございますし、人的配置も含めてお願いしたいと思います。

いろんな条件が違ってますので、その辺のところをぜひお願いしたいと思いますし、1歳6カ月あるいは3歳の健診がございます。こういう中で、外国につながる子どもの母語形成ということについての適切なアドバイスや支援ができるような体制づくりを市町と一緒に、ぜひとも進めていただきたいなと思います。

14市町と連携しながらという話をお聞かせいただきました。日本語を習得していくための教材もNPOと一緒に、つくっていきまうという話をいただきました。ぜひともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

当然、庁内での健康福祉部、教育委員会、市町との連携も重要でございますので、ダイバーシティ社会を目指して、ぜひともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そしてもう1点、企業における働いてみえる在住外国人との共生について質問をさせていただきたいと思います。

平成16年11月に東海3県1市によって地元経済団体の協力を得た上で、外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章が平成20年1月に策定されました。

当然三重県も参加し、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県経営者協会、三重県中小企業団体中央会などが協力団体となって憲章をつくっていただいております。

内容は6項目にわたっておりまして、その一番初めに書かれているのは、外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努めると出てまいります。

2番目は、外国人労働者及びその家族が地域で住民と共生できるように、地域社会参画の機会の確保に努めることであつたり、外国人労働者の子ども

が日本社会で生きていけるように保護者としての責任を果たすことができるよう努める等々6項目ございますけれども、その第1項目で働く方の日本語におけるハンディキャップを克服して、日本文化の理解を深める機会を提供しようと掲げられておるわけでございます。ダイバーシティ社会を推進していく県として、ここで言う協力団体に対して連携をしていくのは大変重要だと考えますけれども、県はこのことをどのように捉えて推し進めようとしてみえるのか、お聞かせいただけないでしょうか。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 企業における外国人労働者への日本語研修への働きかけ等につきまして、御質問いただいております。

先ほど議員から御紹介がございましたように、平成20年1月に経済界とともに、3県1市で憲章を取りまとめております。

県といたしましては、この憲章の趣旨を普及するためのセミナーをやっているところでございまして、静岡県を加えた4県で順次開催いたしております。本年2月には四日市市で開催いたしております、外国人雇用についての基調講演のほか、東海4県の企業における取組紹介などの情報共有を行ったところでございます。その際には、県商工会議所連合会など商工4団体の後援をいただくとともに、会員企業等への参加の呼びかけに協力をいただくなど、県としても、この憲章の趣旨の普及啓発に努めておるところでございます。

また、多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントや外国人住民を主な対象といたします防災セミナーを開催するに当たりまして、地元市町の企業等を訪問して、参加、協力の働きかけを行っております。

さらに、多文化共生社会づくりを推進するため、多様な主体で構成する三重県多文化共生推進会議を設置して、県商工会議所連合会及び県中小企業団体中央会に参画をいただいております、産業界の立場から御意見を頂戴し、取組に反映しているところでございます。

今後も引き続き憲章の趣旨の普及啓発を進めるとともに、三重県多文化共

生推進会議などのネットワークを活用いたしまして、企業等に対し、外国人労働者への日本語研修及び日本の文化や慣習等について理解を深める機会を提供するよう働きかけてまいりたいと思っております。

また、県内で外国人労働者をはじめ多様な人材を活用した経営を行っている企業等を発掘いたしまして、先進事例を官民で共有するとともに、その中で日本語研修を推進している事例などにつきましても抽出し、関係者間で展開していくことも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 答弁ありがとうございました。

県も御努力いただいておりますというのはよくわかりました。

大変重要なことだと思います。今までは外国人に日本語教育を、という話でありましたけれども、外国人の方も中に入ることによって会社そのものももっともっと力強く発展していくような方向で、ぜひとも取り組んでいただけるようお願いしたいなというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。DMOについての質問でございます。

実は私ども新政みえが今月、気仙沼市のDMOの調査に行っておりまして。

気仙沼市といいますと、皆さん御存じのように、真っ暗な中に大きな炎が立ち上がっていた東日本大震災を思い浮かべるわけでございますけれども、現在6万6000人強の人口でございます、中心が水産業で特にフカヒレ、サメのシェアが77%だそうでございます。もう一つ、くちばしが尖っているメカジキが74%の全国シェアを持っているそうでございます。生鮮カツオにおいては、19年間連続日本一、シェア54%。今年もどうも日本一になりそうだという話でございました。

そういう気仙沼市は東日本大震災で死者が1042人、行方不明者220人、関連死が108人、家屋の被災が2万6124棟、全体の家屋の40.9%だそうでございます。全壊が1万6459棟だそうでございます。

本当に悲惨な震災を乗り越えて力強い復興を進めていらっしゃいました。

そのときの合い言葉が「海と生きる」、海と一緒に文化をつくりながらやっていくんだという一つの合い言葉で進んできたとおっしゃっていました。

その際に、重点事業に観光を取り上げるという考え方で復興の1本の柱をつくっているんだとおっしゃっていました。その一つの方向性、戦略としてはオンリーワンのコンテンツの活用、水産業と観光業を連携融合させていこうという流れの中で、付加価値をつけて観光を進めていこうというお考えであったそうでございます。

そのような中で、地域産業を水産業だけにとどまらず、観光商品に変えていくという商品化を1本の柱でやりながら、もう一つは地域の魅力をどんどん発見しながら、かかわった人の観光意識という意味での意識を醸成することによって、中には観光に従事していただくという人づくりを2番目の柱にして、最後にそういう形ででき上がってきた観光を一つの継続的なものにしていく上での仕組みをつくっていこうというところを留意点に、3点で進められてきたということでございました。

被災した地域というのは、どこの地域もよく似た傾向があつて、やはり諦めて転居をしていく、人口が減っていくという共通の課題を抱えている。

同時に、その地域にチェーン店が入ってくることの中で、地域経済そのものが地元の皆さん方に戻ってくるような仕組みがどんどん薄らいでいくことを実感されて、大変大きな危機感を持っていらっしゃいました。

この危機感の共有の上に、じゃ、どうしていこうか、どんなふうに進めていこうかという話の中で出てきたのが、観光にかかわる組織の見直しをやるということであったそうでございます。市があり、観光協会があり、当時、観光を進めていく上でプラットフォームをつくっていた。それから、商工会議所がある。こういう組織それぞれが独自の業務を個別でやっていることから連携が全然されてない。それで何が起こるかという、やっていることの重複がいっぱい出てくる。あるいは、欠落した部分があるということがわかっ

てきたのだと。

これを何とかしようというのが、大きなDMOの方向に舵を切っていくきっかけだったそうでございます。とりあえず役割分担をしていこうという話の中で、スイスのツェルマットへ調査に行ったそうでございます。

そこで言われたDMOの考え方というのは何やといたしますと、地域のブランドをダイレクトにマーケティングしていく地域全体の仕組みのことなんだよ、DMOというのは。ブランドを自らつくって売っていくんですよというのが一つ。

それから、そこへ買ってくれたお客さんをデータベース化していくんですよと。ですから、データベース化されたお客さんに対しては、ダイレクトのプロモーションがやっていける、そういうことをどんどんやっていくんだと。

そのマーケティングの継続的、進化の中で地域の発展を進めていくと。地域の発展ってどういうことかという、どんどんお金を呼び込むことなんだと。システムはそこを一つの物差しで物事を考えていけば、DMOはうまく回っていくんですよというのが、どうもツェルマットの考え方のようでした。

それをそのまま気仙沼市へ持ってくるなんて話は無理がありますから、その中で気仙沼市でやれることは何なのか、今までの重複をどう整理していくんだという話し合いの中で、重複しているところについてはどっちがやるか決めようと整理をしたと。

これは大変かんかんがくがくの話を書かれたそうでございますけれども、その中でわかってきたのは、基本的な統一した観光戦略を立てる部署がないというのが一つ。具体的に、その戦略を進めていく、マネジメントしていく部署もない、これをつくらないかねという話。それともう一つは、マネジメントの中に入るんですが、マーケティングをやってく部署とその方法がはっきりしてないということがわかってきたと。

それを解決するために何をやられたかという、市と観光協会と商工会議所の三つが一緒になって観光政策を、先ほど申し上げた戦略を考えていく一

つの部署をつくろうということでございます。

(パネルを示す) ちょっと小さくて見にくいのですが、この真ん中にある観光推進機構というのを立ち上げて、ここで気仙沼市の観光全体の方向性を決めていこうよ。決めたら、ここに書いてあるように、それぞれのところの持分、役割は以前にかんかんがくがくで決めたらしいのですが、こういう形で分けて、それぞれの方向を持ちながらやっていこうというのが気仙沼市のやり方だそうでございます。

特にその中で一般社団法人の気仙沼地域戦略というのがありまして、ここで戦略の立案をしたり、マーケティングをやったり、プロモーションをやったりということを中心になってやっていく。そこで考えたことを真ん中の幹事会で決定して、決めたらそれで進んでいくんだと。

いろんな被災した地域を見てまいりましたけれども、ここまで3者が一つになって方向性を決めて頑張っているというのは、本当に初めてでございました。現時点でマーケティングについては、気仙沼の未来をつくる市民証と銘打ったポイントカードをつくって、それを顧客データベースに集めて、それに対するダイレクトプロモーションをやっているということだそうでございます。9月末で7000枚ぐらい。実際にリーダーは50台で、今、試験的にやっておるということでございます。

これが気仙沼の一つの組織と、マーケティングをやるための地域カードを使ってデータを集めておるということでございます。

これを三重県へそのまま持ってくるなんて話は、非常に難しい話があるのかと思います。

ただ、3者が一つになって方向性を決め、そして進めていくという考え方、市町の範囲であるがゆえにできているという部分はございますけれども、こういう仕組みをつくってやられているところでございましたので、今後とも注目をしていきたいなと思っております。

そんな中で一昨日の25日でございますけれども、全県DMOの申請を三重県観光連盟がされたということが知事から御答弁がございました。この全県

DMOについて、当然中心は三重県観光連盟がやっただいておるわけでございますけれども、限界はあるかと思いますが、マーケティングをされるとお聞きしましたので、わかる範囲でその内容と全県DMOが地域DMOとの連携をどんなふうと考えてみえるか、この辺をお聞かせいただけませんか。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 三重県におけるDMOについて御質問いただいております。

これまで全国各地で取り組まれてきました観光地づくりについて、関係者の巻き込みが不十分、来訪者に関するデータの収集、分析が不十分、効果的なプロモーションといった民間的手法の導入が不十分等が課題とされてきました。

そのため、観光庁では、平成27年11月から日本版DMOを、地域の多様な分野の関係者を巻き込みつつ、データの収集、分析や民間手法の導入を行うなど科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役として、各地域で形成、確立し、観光による地方創生を推進しようとしております。

そのため本県としましては、まず旅行目的地としての受け入れ態勢を強化していくため、市町単位の地域DMOの創設を支援し、今年9月現在、県内では六つの地域DMOが日本版DMO候補法人に登録されております。

藤田議員からも御指摘がございましたように、いろいろ地域で気仙沼のような感じで特色を出しながら、地域で進めていただくのが一番大切かと思っております。

また、これら地域DMOの創設に当たりましていろいろ議論していく中で、地域DMOや観光関連事業者等が単独ではできない広域で連携した観光地域づくりを支援するとともに、発地側での発信力を強め、各地域への誘客効果を最大限に高められるよう、全県域を対象とする地域連携DMO、全県DMOが必要ではないかとの御意見をいただきました。

こうした御意見を踏まえまして、県内全域を網羅し、地域DMOや観光関

連事業者だけでなく幅広い関係者が参画する観光関係唯一の組織であり、またDMOにおいて最も重要な機能であるマーケティングについて、Webサイトのアクセス解析などのノウハウや実績を有している、またホームページ公式サイト観光三重を活用し、効果的なプロモーションを行えるといったことから、公益社団法人三重県観光連盟が日本版DMO候補法人の登録申請を行ったところです。

今回、登録申請を行いました全県DMOが果たすべき機能としては、地域DMOをはじめとした地域の取組へのマーケティングデータの分析、提供と、地域DMOと連携した広域プロモーションの二つが大きな柱となります。

まず、一つ目の機能のマーケティングデータの分析、提供については、公式サイト観光三重が年間約1700万ビューを超えるアクセス数をいただき、観光情報発信に関し業界関係者からも評価が高いことから、この観光三重を生かした取組を展開していきます。

具体的には、いつ、どの地域の方が、どの観光情報を閲覧しているかなどについてアクセス解析を行うとともに、公式サイト観光三重を通じた旅行商品の販売により得られたデータを総合的に収集、分析し、地域DMO等の地域での観光地づくり戦略等を支援していきたいと考えています。

また、二つ目の機能である広域プロモーションでは、既に、公式サイト観光三重で取り組んでいる宿泊予約機能に加えて、三重県の観光情報を見た人が、すぐその場で地域の体験型旅行商品の予約を行うことができる機能などを段階的に整備し、観光三重を見れば三重の観光のことが全てわかるというプラットフォーム化を進めていくことで、情報発信にとどまらず、地域の稼ぐ力に直接結びつけ、地域DMOを支援していきたいと考えております。

以上でございます。

[25番 藤田宜三議員登壇]

○25番（藤田宜三） 三重県が直接やっていただいておりますので、その辺のところはあるとして、1700万件のアクセスがあると。それを分析することによって方向性が出てくるのではないかということでありま

した。

確かにこの数を分析するということは有意義なことであろうと思います。とにかくスタートをされた話ばかりでございますので、いろんなトライアルをやっていたきたいなと思うわけでございます。

ただ1点、申し上げたいのは、これは気仙沼の方がおっしゃっていたのですが、地域の中でどういう形でお金が循環していくのかと。一昨日の東議員のお話の中にもあったように、やはり地域の中でどれだけお金が回るのか、この地域キャッシュフローをどうやって高めていくかという視点は、忘れてはならんことであろうと思います。同じ1万円を地域で使っても、そのお金の大部分が東京に行ってしまうという使い方ではなくて、1万円が地域をめぐりめぐっていきというような仕組みを、できればその地域のDMOの皆さん方と連携をしていただいて、地域のキャッシュフローを高めていくということもぜひお考えいただきたいと申し上げて、この項を終わります。

時間がなくなってしまったのですが、毎回なんです。最後に、農業経営の中で大変厳しい状況があることは否めないのですが、特に今回問題として取り上げたいのは、主要農作物種子法が廃止されたということでございます。

主要農作物種子法って、そもそも何だということになりますけども、主要作物について国は都道府県に、その種子について、ちゃんと管理しなさいよ、この地域ではどんな種を使えば生産量もいいし、おいしいものができるよという内容でございます。

確かにこれができたのは昭和27年ですけれども、当時としては食料増産というのが第一義で、米、麦、大豆の種子について対応しなさいということでございました。原種、原原種というものを管理しながら、原原種というのは、ほかの遺伝子がまざらんような完全隔離の中でできあがってきた植物を増やして、その増やした原種を栽培圃場で種をとる。その種を地域へ渡すという仕組みなのですが、この種子、育種は昭和27年ですから、それ以降、延々と都道府県でやられてきているわけでございまして、この種子を一遍の廃止法案でやめてしまうということについては、いろんな意味で大変危惧をしてお

ります。

大きな理由として、民間の手法を取り入れて育種をやりなさいというのがどうも趣旨のようでございますけれども、その法案を廃止する際に附帯決議がつけられているんですね。

その種子を管理し、やることについては、今後もやりなさいよと。やるんですけども、財源は地方交付税で確保しなさいということが一つ。

それから、育種素材を、遺伝子を民間に提供するときには、種子の国外流出を防止することを考えなさいよと。特定事業者による種子の独占を防止しなさいよと。品質確保、要はおかしな遺伝子がまざった種子は売ってはいけませんよというような附帯決議がつけられているのですけれども、このあたりも附帯決議がどういう意味を持つのか、本当にそれが法的に効果があるのか、大変疑問に感じておるわけでございます。

そういう意味を含めて、これに対して私としては非常に拙速な判断ではなかったのかなというふうに思うわけでございまして、もっともっと丁寧にいるんなことを検討して、この法律を廃止すべきであったのではないかなというふうに思っておるわけでございます。

そこで質問なんですけど、具体的に生産者が営農を安定させていく、産地として信頼性を確保していくためには、引き続き県が中心になって優良種子の生産、流通に努めるべきというふうに思っておりますが、農林水産部長のお考えをお聞かせください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、主要農作物種子法の廃止後の県の取組ということで御答弁申し上げます。

主要農作物種子法は廃止ということになりましたけども、県といたしましては、稲、麦、大豆の種子確保は水田農業の推進にとって極めて重要であると考えておりますので、法廃止後も引き続き種子生産に関与していく必要があるというふうに考えております。特に、本県の気候や土壌に適した優良な種子を確保していくために、まず品種特性などの技術情報の収集、分析、ま

た種子生産者に対する技術的な支援、あるいはコシヒカリ、結びの神など県内で必要な種子の原種でありますとか原原種の確保、また種子生産の計画策定、それと生産された種子の審査など技術面を中心に、これまで培われてきましたノウハウを生かしながら取り組んでいくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、現在、三重県米麦協会内に採種事業検討部会を設置いたしまして、より効率的な種子生産体制等について、関係機関と検討、協議を進めているところでございます。

今後、米麦協会等の関係者と協力しながら、国から今後10月を目途にガイドラインが示されることとなっておりますので、これらも参考にしつつ、速やかに役割分担や業務体制などを決定いたしまして、生産現場で支障が生じないように、引き続き、稲、麦、大豆の種子の安定供給に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。本当に県として責任を持ってぜひともやっていただきたいと思います。

簡単に民間と一緒にするという話もありますけれども、これは民間からすれば、この60年間ぐらゐの蓄積をされた遺伝子というのは、喉から手が出るほど欲しいものなんです。これは国であつたり県民の宝でございますので、民間と手をつなぐことは全て悪いとは申し上げませんが、その辺のところは慎重の上にも慎重に対応いただきたいなと思います。

それから、次の質問に移らせていただきます。

平成30年以降の米政策なんです、主食用米の生産数量目標配分を行政、国はやらないという話になって、それを全部、農業再生協議会に皆さん決めてくださいよと、こういう簡単に言うと、表現悪いですが、投げたというのが平成30年からやられるということなんです。

これは確かに皆さん、自由につくれるんですよという考え方もあろうかと

と思いますが、逆に言えば、強制力がないということにもつながるわけでございまして、果たしてこの仕組みが本当にうまくいくのかなど、ちょっと心配をしております。その辺のところ、うまく県のイニシアチブで農家の皆さん方のお話をお聞きいただきながら進めていっていただきたいなと思うわけであります。

この大きな変化に対して県としてどんなふうに具体的に対応を考えてみるのか、お聞かせをいただけますか。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 平成30年産以降の米政策の見直しへの具体的な対応ということで御答弁申し上げます。

平成30年産以降の米政策の見直しへの対応につきましては、県、市町、JA等関係団体で構成いたします三重県農業再生協議会に設置した研究会において、今後の米の需給調整の進め方等について、県内各市町に設置されました地域農業再生協議会の意見を聞きながら議論を重ねてきているところであります。

こうした議論を踏まえまして、生産現場が米政策の見直しに円滑に対応できるよう、これまでの行政による生産数量目標の配分にかわるものとして、主食用米の生産量の目安を算定いたしまして、県農業再生協議会から各地域農業再生協議会に対して情報提供することを、本年8月の県農業再生協議会の臨時総会で決定したところでございます。

この主食用米の生産量の目安は、国が毎年11月末に公表いたします米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針に基づきまして、翌年産の全国の生産数量目標を基礎に、その減少率等を踏まえて各地域農業再生協議会ごとに算定いたしまして、12月ごろに示していくことを予定しているところでございます。

今後は、生産現場に対しまして、米の需給調整に引き続き取り組む必要があること、主食用米の生産量の目安を農業再生協議会から情報提供することなどにつきまして、各地域の農業再生協議会と協力しながら周知、徹底いた

しまして、米政策の見直しに対して生産現場が混乱することなく、円滑に対応できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） お話いただくことはよくわかるんですが、実際、それがどんなふうな形で生産に結び付いていくのかなというところで、大変心配をいたしておりますし、生産量の上下が出てきたり、あるいはそれに伴っての価格の変動が出てくるといふ心配もいたしております。その辺のところ、相談をしていただきながら、中心的な生産者の皆さん方とぜひとも調整をお願いしたいなというふうに思っております。

もう3分しかありませんので、要望にさせていただきたいと思っております。

一つは、今まで主要農作物種子法の話、結果がどんな流れになっていくのか、私は非常に心配をしておる1人でございますので、それが一定の年数の後に種子の値段が物すごく上がってくる、それが生産原価に跳ね返ってくるというような心配をいたしておりますし、平成30年以降の先ほど申し上げた米の生産、割り当てでなくてみんなで決める、これが現実的に守られていくのかどうか。それによって生産農家の米価格が変動しないのかどうか、大変心配をいたしておるわけでございます。

そんな中で三重県の結びの神、非常に大きな期待を皆さん持ってみえます。生産量もそれぞれお互いに調整し合いながら売れる量をつくっていく流れになってきておりますけれども、この辺のところをもっともっとブランド化するために、プロモーション、先ほど申し上げた話ではないですけれども、ぜひやっていただきたい。もっといえば、結びの神が本当に消費者の中でどんな評価をされているのか、どんな動きになっているのかというマーケティングを含めて、この結びの神を三重県のブランドに育てていただけたらなと思います。

最後に、この6月に三谷代表が農業所得、もうかる農業ということについて質問いただいたのですが、このときの評価が販売額でもうかっているか、

もうかってないかという指標しかないということがわかりました。

もうかる農業を標榜する以上、農家の可処分所得をどうやって上げるかというのが、第一義的に検討されなければならないと思います。これの指標として今、認定農業者というのがございまして、これは3年、5年後に報告をしないとイケないわけです。その報告のときには経営状態の報告もあります。この経営の内容をチェックいただくときに、データとして集めていただいて、本当に可処分所得が増えているのかどうかということをごひとも調べていただきたい。知事がおっしゃっているもうかる農業を目指すという話で、なおかつそれは富士山のとっぺんだけの話ではなくて、裾野も含めて農業者がもうかるということを実際の数字で調査をいただくように要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 18番 野口 正議員。

〔18番 野口 正議員登壇・拍手〕

○18番（野口 正） それでは、改めまして皆さん、こんにちは。自民党、松阪市選出の野口正でございます。

今日は、後の方は決められているのですが、私はネクタイだけ松阪木綿にさせていただきました。予算の都合でございます。申しわけございません。

緊張してまして、いつも思うのですが、本当にノミの心臓、子鹿のバンビと言われるわけがわかりました。

早速始めさせていただきます。まず県内企業の海外展開支援についてでございます。

経済は、国内だけではなく、経済のグローバル化を背景に、多くの県内企業が海外展開を検討する中、行政においてもそうした企業の海外展開への対応が必然的に求められております。

私も個人的にマレーシア、カンボジア、ベトナム等への企業立地企画に加わり、現地を視察してきました。企業からは、確かにジェトロ等の国の支援もありがたかったが、何よりも県内で県の協力をいただけたことが大変ありがたかったと言われていました。

これまで県では知事ミッション等により、先日訪問されましたカナダをはじめ、アメリカ、台湾、タイ、ベトナム等、幅広く海外とのネットワークを構築し、企業の海外展開を支援する土壌をつくってきていただいております。

また、海外ビジネスサポートデスク、これは中国デスク、アセアンデスクですが、この設置や、食関連産業に関する現地アドバイザーを台湾、タイに設置するなど、県内企業の海外展開を積極的に支援していただきました。

県が主となってきた海外ビジネスサポートデスクは昨年度で終了したと聞いているが、県として企業の海外展開について、どう支援していこうと考えているのかをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 企業の海外展開について、国内での取組も含めて県としてどのように支援していこうと考えているのか、またこれまでの成果もあわせて答弁させていただきたいと思います。

少子高齢化に伴う人口減少により国内需要は縮小していく一方、海外市場は拡大しており、自由貿易協定、FTAや経済連携協定、EPAなどを背景に、海外との関係は一層深まっていくと考えられます。このような状況から、中小企業の成長のためには、海外需要を取り込むことが重要となります。

企業の海外展開においては、中小企業単独では、海外でのビジネスチャンスをつかむことはなかなか難しいことから、県が橋渡しとなるネットワークを構築することにより、突破口を開くことが重要であると考え、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、私自身が先頭に立ってオール三重で台湾やタイ、アメリカ、フランス、カナダなどへの海外ミッション等に積極的に取り組み、海外の政府や自治体、産業支援機関とのネットワークを構築してきました。

こうしたネットワークを活用し、相互の企業訪問やビジネスマッチング等を通じて、海外とのビジネス機会の創出を図るよう努めてまいりました。

その結果、様々な分野において成果が得られていると認識しています。

例えば、2016年国際航空宇宙展で、本県がMOUを締結しているアメリ

カ・ワシントン州の出展企業との間で24件、フランス・ヴァルドワーズ県の出展企業との間で8件を含め、87件の商談が行われました。参加した県内企業からは、海外企業との商談が他の自治体と比べて積極的に行われていた、予想外に引き合いがあり手応えがあったとの声もいただいております。

食品関係では、タイに進出している大手飲食チェーン店において本県産のカキが採用されたケースや、バンコクの日系百貨店において本県の水産加工品が採用されるなど、海外への販路拡大が着実に進んでいます。

また、海外ミッションの際には、現地で注目度の高いスーパー等における三重県フェアを開催するなど、県産品の販路拡大に向けた機会の創出に取り組んでいます。

海外ミッションの取組に加えて、新たに海外展開に取り組む県内中小企業の環境を整備することを目的に、平成24年度から、これも先ほど議員から紹介いただきましたが、三重県海外ビジネスサポートデスクを中国とアセアンに設置、運営し、現地の情報収集や販路開拓などを支援してまいりました。

こうしたサポートデスクの海外現地デスクと県内デスクを県が設置することで、県内事業者も安心して気軽に相談いただき、基本的な情報収集から海外展開の具体的な相談まで、きめ細かな支援を行ってきたところです。

具体的には、サポートデスク設置以降昨年度、平成28年度末までに、中国デスクでは890件、アセアンデスクでは458件の相談に対応しました。

その結果、例えばタイに進出している食品加工企業の現地での新工場の追加投資や、自動車部品製造企業のタイでの営業拠点開設、真珠や伝統工芸品などの中国におけるインターネット販売開始や、店舗開設などの具体的な成果につながりました。

また、サポートデスクに寄せられる相談内容についても、これから海外展開に取り組むことを目指す中小企業による情報入手や市場把握などの初期段階の相談から、既に海外展開に取り組んでいる企業からの専門的な相談や、国際的な社会・経済情勢の変化に伴う海外でのリスクマネジメントに対する相談などに変化してきました。

さらに、中国やアセアン以外のより広い地域への展開に対する支援を望む声もいただくようになりました。また、こうしたニーズに対応するため、5000社を対象に毎年実施している県内事業者アンケートにおいて、国際展開先として興味のある国、地域の把握に努めているところです。ここ数年のアンケート調査結果では、アセアン、とりわけベトナムへの関心が1位となっており、昨年度に引き続き経済交流ミッション団を派遣するなど、ニーズに即した支援に取り組んでいるところです。

こうした海外展開に関する体制の整備や海外展開ニーズの変化を捉え、平成27年6月に、農林水産物、食品の輸出促進や県内企業の海外展開支援をさらに強化するため、ジェトロとの連携強化に係る覚書を改定するとともに、本年度からは、これまでの海外ビジネスサポートデスクにかえて、新たに三重県国際展開支援窓口を設置したところです。

この国際展開支援窓口では、海外55カ国74の事務所とのネットワークを有するジェトロ三重と、県内中小企業の技術力の向上や販路開拓にかかる支援を中核的に担う三重県産業支援センターを中心に、地域の中小企業の経営を支える金融機関、海外のリスクマネジメントに関する豊富な情報を有する損害保険会社の県内支店等と県が連携して、それぞれの強みを生かしながら、県内中小企業が円滑に海外展開できるよう支援してまいります。

県としては、国、市町、関係機関と連携しながら、国際展開支援窓口をはじめとする様々な海外展開支援の取組を引き続き進めてまいります。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。詳しく答弁していただきました。再質問がなかなか難しいかなと思います。

私も行かせていただいたときに、これからは工場だけじゃないんですよと、販売とかインターネット等について、どんどん進めていくべきだという考えを持ちました。

私もカンボジアに行ったときに、ベアリングの販売で小さな普通の店みたいなところに行かせていただいて、情報収集等をさせていただいたのですが、

そこら辺を考えていくと、本当に思ったのは、最終的には銀行が大事だと思います。銀行はそれなりの力があって、情報網もあってできるのです。

ただ、企業から言わずと、銀行というのはありがたいんだけど、最終的にはもうけというか失敗したらあかんで、どうしてもそういうところがあると。

その点、ジェットロを含めて公的機関はそこら辺をちゃんとやっていただけるんですという話をさせてもらったのです。そこを含めて企業について、応援するときには公的な機関がある程度しないとあかんという思いをしました。

私も中国でお店とか展開させている方を知っておるのですが、その方は何かやるときは、どんな小さな政府、郡の人でも結構ですから、そういうところの政府の関係者を1人入れていかないと、何か問題が生じますと。公的な機関を入れていかないといかんというのは、つくづく思っております。私の連れも中国へ行っていろんな話をして、どついて捕まってきましたんやけど、そんな方もみえますので、そういう面では公的機関のいろんな支援が必要かなという思いをさせていただいています。

これは時間的なものもございまして、簡単にこれはうまくいった、これあかんだというのがもしあれば、雇用経済部長で結構ですので、よかったら教えてください。なかったら結構です。

○雇用経済部長（村上 亘） 成功事例としてはたくさんございまして、例えば営業拠点開設についてでございますとか、あるいは中小企業海外展開支援事業への申請をお手伝いさせていただくとか、個別の企業になりますけれども、投資に関する紹介、相談でございますとか、事例として数十件の成功事例がこれまでございました。ですから、ある程度成果としてはあったのかなというふうに思っております。

中国においても新工場についての相談を受けたりとか、海外進出についての初期段階の相談でございますけれども、そういった支援もさせていただいていたということでございます。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

本当にこれからグローバル化していく中で、世界に出ていくということは大切なことだと思うし、これから企業も世界を相手にしなきゃならないと思いますので、何とぞまたお力を貸していただくようお願い申し上げます、この件は終わらせていただきます。

雇用創出に向けた海外企業誘致ということです。これまた同じような関係になるのですが、企業の海外展開とあわせて、地域経済を活性化していくために大事になってくるのが企業誘致でございます。これは海外、国内を含めてです。

県はこれまで数々の企業を誘致し、県内に雇用の場を創出していただきました。大きなところでもシャープ、東芝です。現在いろいろと問題になっておるようですが、今年2月には世界最大手のスペインの自動車プレス部品メーカーが松阪市の嬉野工業団地に新工場を建設し、2018年、来年4月には工場が稼働する予定となっております。

県の力が非常に大きかったことは、本当にありがたいと思っているところでございます。

工場が稼働すれば、将来的に180人程度の雇用が創出されると聞いております。このように新たな工場等ができれば、地元の雇用は増加することになり、住民にとっても地域生活の安定になります。

やはり県民の日々の生活を守り、安定させるには、雇用が最も大切であると考えます。

こうした雇用の場を創出するためには、国内企業のみならず、外資系の企業の誘致も大事と思いますが、外資系企業の誘致にどのような取り組んでいるのか、これまでの実績も合わせてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 外資系企業の誘致にどのように取り組んでいるのか、またこれまでの実績もあわせてお伺いしたいという御質問でござい

ます。

外資系企業の立地につきましては、雇用の創出に加え、海外も含めた取引機会の拡大による地域経済への波及効果など、様々な効果が期待されます。

県としましても外資系企業の誘致を、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の基本事業の一つに位置づけまして積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、まず県庁内の体制としまして、外資系企業ワンストップサービス窓口を設置し、企業からのリクエストにタイムリーに対応しているほか、外資系企業の進出をオール三重で歓迎する体制が必要との観点から、県内全市町、大学、金融機関などで構成いたします三重県外資系企業誘致推進会議を設け、情報や課題の共有などを行ってまいります。

また、海外も含めた誘致候補地から本県を選んでいただけるよう、情報発信にも力を入れているところでございます。

日本に拠点を持たない、海外企業からの直接投資をターゲットとする場合には、知事が先頭に立って、海外で開催されますセミナーなどで本県の優れた操業環境をPRしているほか、操業環境や生活環境といった本県の魅力をPRする動画などを活用しております。

さらに、より効果的、戦略的に、海外の企業に本県の情報を理解していただくための手法としまして、海外での外資系企業誘致の最前線で活動しているジェトロ海外事務所の職員を対象に、交通アクセスや立地済み外資系企業の生の声など、本県の優れた操業環境を実際に体験する機会を設け、今後の海外での誘致活動につなげていただくという取り組みも行っています。

一方、国内に立地済みの外資系企業によります2次投資をターゲットとする場合には、日本法人本社の約8割が関東地方に立地しているという現状も踏まえまして、首都圏において企業誘致セミナーを開催するとともに、全国の外資系企業に対して投資意向アンケートを実施いたしまして集中訪問するなどの取り組みを行っております。

加えて、生産拠点の立地や、オフィスを開設する際の補助制度も有してお

り、様々なツールを駆使しながら外資系企業の誘致に取り組んでおります。

こうした積極的な誘致活動により、昨年度は、先ほども議員から紹介ございました、世界最大手の自動車プレス部品メーカーが日本初進出となります工場の立地を松阪市に決定いただいたほか、関東地方に立地する外資系企業の2次投資で県内に進出していただいたケース、県内立地済み外資系企業が再投資するケースという3件の実績がございました。

また、サミット開催を契機に三重に関心を持った外資系の菓子製造販売会社が、伊勢市内に新たな店舗をオープンするなど、多様な県内投資が実現しております。

今後もジェットロやグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会など、外資系企業の動向に関する情報や誘致ノウハウを有する機関及び県内市町と強力なタッグを組み合わせながら、日本で操業するなら三重と広く認識され、県内への立地につながるよう、引き続き外資系企業の誘致に鋭意取り組んでまいります。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

本当のことを言いまして、海外も必要なのですが、私は国内をお願いしたい。

ただ、今の状況を見ていくと、やっぱり国内だけでは難しいのかなという思いがします。

それと同時に、海外から企業を入れていただくと、雇用の条件等がやっぱり必然的によくなるというわけではないですけど、海外の方のほうが厳しいところはあるんですが、労働に対する評価というのはかなりしていただく部分がありますので、そこら辺も含めて企業の全体的な雰囲気を見ていただく上で大事ななという考えをしております。

それと同時に、先ほど藤田議員が言われてました日本語研修等も含めて、これも同じだと思うんですけども、ここら辺も含めて問題だと。

海外から結構たくさん企業がみえております。私どものほうにも来てい

ます。

ただ、その中で企業が来るというよりは、外国の方が人材派遣的に来る方がみえて、そういう方々が今たくさんいる。

そこら辺がいいのか、悪いのか、これはまた別問題として、そこら辺の人たちも含めて海外から来てもらったときに、人材派遣だけではないんですよ、やっぱり本来企業が来ていただいて、そこに根を張っていただいて、そしてそこで海外の企業理念とかをいただいて、その上で日本の中でやっていただく。その中で日本の企業も切磋琢磨してより発展していくというのが私は理想だと思っていますので、そこら辺も含めて何とかお願いしたいという思いをしております。

この件に関しましては一生懸命やっていただいておりますのはわかっておりますし、皆さん、努力をされているということをお聞かせいただきました。海外から来なさいといってもなかなか難しい。

ただ、一つだけお願いしたいのは、海外から来てもらったときに、これは当然のことなんですけど、環境アセスメント的には問題ないんですけど、地元住民が結構反対すると。

例えば、食肉だにおいがするから周りの工業団地の住民の方なんかで嫌だという問題が結構あったように聞いてますので、そういう問題は今まで企業が入ってくるときに、こんなあかんだなという例はないんですか。相談しとったけど、最終的に来てもらえなかったという例はないのか。なかったらなかったでいいです。

○雇用経済部長（村上 亘） 私が伺いをしている範囲の中では、そういうケースはなかったと認識をしております。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがたいことに全とうまくいっているという解釈をさせていただきます。実際のところはどうか私は聞いておりませんのであれですけど、多分県の方がそう言われとるのなら、それなりに努力していただいて、ほとんどのことがシャープや東芝みたいに、ああ、うまくいったん

だなどという解釈をさせていただきます。

いつも時間がないので次に行かせていただきます。今回は雇用の問題ばかりなのでスムーズにいくのかなと思います。

続きまして、雇用促進・労働力不足への対応について質問させていただきます。

地域経済の活性化や雇用の場の創出とあわせて大事なことが、働く人の確保、すなわち労働力確保であります。

多くの働く人たちにとって、地元への就職は願うものであると思っております。

今日の我が国においては、働く人たちの職場への環境の思い、すなわちミスマッチ状況や人口減少社会、超高齢化社会の中で、労働力不足が大きな課題となってきました。

三重県内の雇用情勢を示す一つの指標である有効求人倍率を見ても、7月の数値で1.65倍、これ県内全体です。ただ正社員については1.08倍だということです。また、私どもの松阪公共職業安定所管内は1.49倍と県内全体より若干低いものの、数値として非常に高い状況が続いている現状です。

雇用情勢が着実に改善している一方、現状として求人しても人が集まらない状況であると言えます。特に、医療・福祉分野、宿泊業、運送業など特に労働力不足が深刻化しているというデータがあります。

私ども働き方改革調査特別委員会でも建設、運送関係者団体に聞き取り調査をさせていただきましたが、大変な現状であることが理解できました。

私が聞くところでは、こうした業種以外にも製造業、農林水産業など、我が県の基幹産業で人が足りない、人が集まらないという声を多く聞かせていただきます。地域住民の生活安定を考え、進めていくのが行政の大きな仕事であると思えます。

労働力不足を解消していくには、働く場として企業の魅力を高めることや、生産性の向上等、行政の知恵、援助が必要であると考えますが、雇用問題に対して、働くということに対して県としてどのように対応していこうとして

いくのかをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 労働力不足等の雇用問題に対して、県としてどのように対応していくかという御質問でございます。

本県の有効求人倍率は1.4倍以上が15カ月継続いたしまして、業種により濃淡はあるものの、バブル期以来の高水準が続いております。また、県が実施しました県内事業所アンケートでは、労働力不足を経営課題に挙げる企業が66.3%と、人材確保に苦慮していることがこれでもうかがわれると考えております。

本県の労働力不足につきましては、本格的な人口減少社会に突入したことに加え、若者などの県内企業への就職が少ないことが主な要因として挙げられます。若者の県内就職については、県内高等教育機関卒業生の県内就職率が約5割にとどまっております。また、県内の高校を卒業した大学進学者のうち、県外の大学への進学が約8割にのぼるとともに、県と就職支援協定を締結いたしました県外大学のUターン就職率は3割程度にとどまっているのが現状でございます。

一方で、中小企業、小規模事業者における就業者の3年以内の離職率は、新卒採用においては約4割、中途採用においては約3割となっており、雇用のミスマッチによる離職を防止し、就業者の定着を促進することが喫緊の課題となっております。

こうしたことから、本県では労働力不足解消のため、若者などの県内企業への就職と定着促進等に取り組んでいるところでございます。

若者などの県内企業への就職支援につきましては、県内企業の魅力をより知っていただけるよう、県内中小企業の様々な魅力を集めたデータベース、みえの企業まるわかりNAVIにより情報発信しています。また、学生や離職者、転職者等に対してワンストップで就労を支援します、おしごと広場みえでは、キャリアカウンセリングの実施や模擬面接のほか、企業経営者と若者との交流イベント等を開催いたしまして、県内企業への就職支援に努めて

いるところでございます。

一方、県内への人材還流に関しましては、就職支援協定締結大学などと連携いたしまして、都市部におけるU・Iターン就職セミナーの開催、就職支援アドバイザーによる就職相談などを行っております。

特に、県内企業の魅力を就業体験を通して体験することは、企業と学生とのミスマッチを解消し、若者などの定着促進につながります。このため、新規事業開拓など企業が抱える課題解決に学生が取り組むなど、学生に魅力のあるインターンシップを実施しており、夏休みを利用したインターンシップには県外の9大学の学生にも参加いただいたところでございます。

そのほか、子育てなどを終えて働きたいと考える女性などの就労支援として、就労相談窓口の設置やスキルアップ研修等を実施するとともに、妊娠、出産、子育て等で離職せず、希望に応じて働き続けられるよう、学生向けのセミナーを開催し、就労継続に関する意識啓発等を行っております。

加えて中小企業では、自前、自力で求職者を呼び込むことが難しいことから、おしごと広場みえにおいて、企業向けの人材確保・定着セミナーや合同就職説明会の開催などに取り組んでいるところでございます。

また、労働力不足や定着率の向上に対応するためには、働き方改革を推進することが重要です。

働く意欲のある全ての人が多様な働き方を選択して、自らの能力・スキルを発揮することにより、生き生きと働き、地域の中で活躍できるよう、長時間労働の是正や柔軟な就労形態の導入、有給休暇の取得促進など、企業の働き方改革を進めていきたいと考えてございます。

〔18番 野口 正義員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。これ、労働力不足とよく言われているのですが、実際は本当にそうなんかというのは、かなり危惧するところがあります。

先ほど言いましたように、正社員、パート、アルバイトの人のこれは価値観もありますので、その人たちがどうのこうのというわけではないですけど、

やっぱり正社員として勤めたい、勤めるべきやという考え方の方がかなりおると思うんです。その中で確かに足りないのは足りないんですけど、それはどういう人かという、アルバイトや人材派遣という人たちが少なく、今いろいろな人に聞くと労働賃金が上がってきました、アルバイト料が上がってきましたという話をされます。

ですので、そこら辺を含めて、今まで一生懸命いろんなことをされているんですけど、再度聞きたいんですが、その正社員とアルバイトとかいう人たちのミスマッチも含めた状況というのはわかっておられるのか、また調べられたことがあるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○雇用経済部長（村上 亘） データ的には若干古いデータにはなりますけども、いわゆる望まないけども非正規雇用という方に関しましては、2002年で約15%だったという記録が残っております。それが2007年には19.7%、2012年には20.4%ということで、若干増えつつあるというのが現状でございます。

ですから、県でも正規社員化を目指したキャリアアップのためのセミナーの開催でございますとか、社会人として基礎的な知識習得と企業実習を組み合わせた研修等を実施しております。

また、三重労働局におきましても非正規雇用を正規雇用に結びつけていくような取組をしていただいておりますので、よく連携をしながら取組をこれからも進めていきたいなというふうに考えております。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。正社員でいきたいという環境がまだかなり不足していますよと。ですから、雇用の問題というのは、働く場所以外で環境等の問題とか働く意味というのがあると思います。

教育長にお聞きしたいんですけど、当然県立の関係で小中は別として高校生の皆さんが働くということについて、勉強する機会は当然あると思います。憲法で労働の義務はあるんですけど、その中で働くということの意味と意義はどんな状況で教えられておるのか、もしよければお願いしたいと思います。

○教育長（廣田恵子） 高校生に対する働くことの意味についての教育に対す

る御質問でございます。

高校生が、働くことの意義や大切さを理解し、しっかりとした勤労観を身につけることや、地域の産業や職業の魅力を知ることには大変重要なことであることから、生徒が卒業後、地域で活躍できる力を育てるキャリア教育を進めているところでございます。

具体的には、各高等学校では社会で活躍する職業人の方の御講話をお聞きしたり、インターンシップを通して生徒が働くための心構えや責任感等を育むように取り組んでいるところでございます。

また、地域の経済団体と連携して、地域事業所へのバスツアーの開催など地域の産業に接する機会を設けて、生徒が地域の産業や仕事の魅力について知ったり理解を深めたりするという取組も行っております。

さらに、子どもたちが将来の生き方や卒業後の進路に見通しを持って学ぶことができるように、学校、事業所、経済団体、行政機関等で構成しますキャリア教育推進地域連携会議を県内9地域において開催しておりまして、どのような人材が必要とされているかなどについて、産業界から意見をもらいながら各校のキャリア教育の改善につなげているところでございます。

現在そのような取組を行っております。以上です。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。教育についてはされていると。

中学生や高校生の方が現場体験ということでよく企業に行かれて、企業で体験をされておる場に行かせていただいて、たまに見たらレジを打っている子が高校生ということでやっておられたり、現場でやっておられたりという話は聞かせていただいていますので、そこら辺を含めて子どもたちにとって大事ななと思っていますので、これからも働くことの意義、また働くことの意味をしっかりとっていただいて、職業に差別はないし、問題はないんだと。要するに、何をしようとも自分の働く場で一生懸命やっていただくことが自分の成長になるし、社会のためにもなるんだよということを、ぜひ教育的にやっていただきたいと思います。教育の場というのは一番大切だと思います

ので、私立高校までは難しいと思いますけど、そこら辺も含めてできる範囲でやっていただくことをぜひお願いしたいと思います。

これは意見ということで結構ですので、ありがとうございました。

労働力不足という解釈については、質問というのではなくて意見とさせていただきますけど、さっきも教育のほうで言っていましたけど、働くということの意義と何で働くのかということを食べるために働くんだというんじゃないで、企業として、県としても社会に出てからのものをぜひやっていただければと思いますので、よろしく願いましてこの項は終わらせていただきます。

続きまして、三重県内企業の上場推進についてであります。

県内の雇用確保、労働力不足を解決していく一つの大きな要素として若い人たちの雇用の場、確保が大切であると先ほどからも述べさせていただいておりでございます。

多くの若者にとって地元への就職、定着が大事であり、多くの若者もそう願っているのではないかと私は思っております。そのことが三重県の活性化のためになりますでしょうし、人にはそれぞれの価値観等ありますが、働く人にとって上場企業への就職は、安心と生活基盤への安定という効果があると思っております。

特に最近の若い人たちは就職活動先を決定する際に、企業が上場しているかどうかという部分も大きな条件となっている傾向があると聞いております。株式上場することは資金調達もそうですが、企業の知名度は向上し、社会的信用も向上し、社員の社会的意識も向上することになるのではないのでしょうか。

現在の就職活動はインターネット等で企業情報を検索し、どういう企業なのか、現在の経営状況はどうか、今後どういう方向に事業を進めていこうとしているのかなどを調べた上で、就職活動を行っている状況だと聞いております。

しかし、県内の企業は中小企業、小規模企業が多いこともあると思うんで

すが、株式上場している企業が非常に少ない。これは三重県だけでなく、お隣の奈良県や岐阜県も同じような状況でございます。

パネルを見ていただきます。（パネルを示す）これは私の知人の社長にお願ひしてつくっていただいたものです。三重県には1万7500社、全国は382万社以上あるらしいのですが、このうち、三重県として上場している会社は20社ですと。全国では3670社が上場しているということでございます。状況を見てもらったらわかるように、かなり少ないです。私どもの松阪市においては上場企業は1社だと思っております。

三重県では三重県中小企業・小規模企業振興条例を策定し、三重県版経営向上計画などにより、企業の経営安定、経営革新、経営向上等に取り組んでおられます。最近、この計画の認定数も増加しておりまして、徐々に効果が出ているのではないかと感じるところでありますが、中小企業の上場推進に向けて、さらに一歩取組を進めるべきでないかと感じるところであります。

そのためにも、県として頑張っている企業の経営安定と知名度向上、社会的信用の向上のためにも、企業に株式上場を提案して産学官一体となつて、こうした動きを後押ししていく必要があるのではないかと考えております。労働力や人材の確保、雇用を守る面からも、民間の活性化が必要であります。

県として県内企業、特に中小企業の振興を進める観点から株式上場について、どのように考えているのか伺いたしたいと思います。よろしく願ひします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 中小企業等の振興の観点から、県内企業の株式上場についてどのように考えているかというお尋ねでございます。

地域における株式上場企業は、地域経済の中核として、税収の増加や雇用創出に大きく貢献をしております。それに加えて、新たな製品やサービスの開発においても存在感を発揮していただいております。

現在、全国の株式上場企業につきましては、先ほどもございましたように、3670社ということになっており、その多くが東京都、大阪府、愛知県、神奈

川島など大都市圏に集中している状況でございます。

三重県では20社にとどまっております、これは全国的にいきますと第21位という順位でございます。株式会社数における割合では0.1%という形になっております。

一般的に株式上場による経営面への効果は、成長資金の調達が多様化、会社の知名度の向上、優秀な人材の確保、内部管理体制の充実、社員等のモチベーションが高まるなどのメリットがございます。

証券取引所によると、株式上場に伴う費用負担や株式公開による敵対的買収のリスクなどのデメリットもございますけれども、地方の中小企業が株式上場することで得られる効果は大きく、新たな資金調達により新事業展開や技術革新に投資を行うことで、当該企業の成長のみならず、地域経済の底上げが進むとのことございました。

また、平成23年に株式上場した県内企業によりますと、第1に優秀な人材の確保、第2に内部管理体制の確立、第3に資金調達の点で効果があり、特に人材確保の点では、就職説明会の参加者が、東証二部上場後に株式上場以前の2倍、東証一部上場後には5倍に増加するなど、大きな成果があったと伺っております。

県としましては、株式上場により成長発展を成し遂げ、地域の中核となる企業を創出することは、三重県中小企業・小規模企業振興条例の目指す、中小企業、小規模企業の活性化にもつながるものと考えており、関係機関と連携しながら、株式上場の支援を含め中小企業の自発的な挑戦を促進していきたいと考えてございます。

このため、株式上場を志向する経営者や株式上場に向けてポテンシャルの高い企業を主な対象といたしまして、関係機関と連携して株式上場による効果や仕組みなどの啓発を進めることとしており、本年度実施をいたします若手経営者等を対象といたしました、みえの若き経営者育成塾において、株式上場を果たした経営者や株式上場の専門家を講師といたしまして、株式上場に関する知識や経験などを学ぶ機会を提供することとしてございます。

なお、先ほど議員から御提案がございました産学官連携の件でございますが、現在三重県におきましては金融機関や証券会社等、民間が主体となって個別に取引先企業等の上場支援をしているのが実情でございます、産学官が連携して県内企業の上場そのものを推進した事例はございません。

しかしながら、関係機関が適切な役割分担のもと連携をいたしまして、企業の成長、発展を支援することは重要だというふうに考えております。また、企業の発展過程においては、株式上場は有効な選択肢ともなります。

こうしたことから県としましては産学官連携の仕組みづくりについて検討を始めるとともに、株式上場に向けてポテンシャルの高い企業や株式上場志向の強い経営者に対しまして、株式上場の仕組み、メリット、デメリットや実務ノウハウなど株式上場に向けて必要な情報の提供に取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

株式上場ですので、ある程度、銀行というのが重みがあるし、重要な部分であるというのは事実ですし、当然そこら辺がかかわってこないとできない部分もあるのは承知しておりますので、それを含めた上でお話しさせていただいているわけですが、経営者の皆さん、銀行だけではというのがありますね。銀行の言うとおりにしたらえらい目に遭いましたよというのが過去にもあったみたいですので、ドルとかの関係で。

そんなのを含めていくと、前のときにも言いましたが、公的機関の信用が必要だというのは間違いないことです。ですから、公的な機関を入れてもらった上でやっていただかないと難しいかなと。

先ほど産学官のことを言われましたけど、再度確認します。産業を一緒にやっておられると言われつつたんですけど、実際、動きがまだ余りないみたいなことを言われたんですけど、全然動いてないんですか、それとも計画的に少しぐらい動いているというのはあるのか。進歩的にどんな状況ですか。

○雇用経済部長（村上 亘） 残念ながら県内ではそういう動きは今のところ、

ございません。

ただほかの県では一部ファンドを創設して支援をするとか、あるいは、これは一つの県だけですけれども、補助金制度をつくって上場に対する支援を行うという県もございますので、こちら辺も含めて研究検討を進めていきたいなというふうに思っております。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） 産学官、ぜひ協力して研究会なりをできれば検討していただいて、雇用の場をつくっていただく、企業の信用度を上げることによって三重県の信用度を上げる、皆さんの生活の安定度を上げるということをよくお願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。本当はこれをゆっくりやりかけたのですが、時間的なものがあります。

続きまして、横断歩道等の塗りかえ状況についてでございます。私は防災県土整備企業常任委員長をさせていただいておりますので、道路関係の全てのことを言うと自分の常任委員会にかかわってきますので、横断歩道等ということで警察絡みに特化したことを先に了解していただきたいと。

今年度は、横断歩道等の塗りかえ予算を3倍に増額していただいております。これは聞きますと3000万円から1億円ということらしいのですが、予算が3倍になったので、ある行政長は各自治会等の挨拶で道路標示のことは大丈夫なので要望書を全て出してくださいと、ちゃんとさせていただきますということをおっしゃっていました。自治会長等はこれで問題が解決されると大変喜ばれて、その場でお礼を言われました。私は「いや、そんな」とお答えはしたのですが。

しかし、そんなことを言っているけど、実際は厳しい配分なので大丈夫かなと思っておりました。

そのことも言わせていただいたのですが、案の定、自治会長等、住民の方が市役所等に行かれて、どうなってるのやということと言われると、公安のことですので警察に言ってください、早くしたければ警察に言ってほしいと

言われて行かれるわけです。ただ、警察としても予算の関係があるので、白線の標示等については県へ言ってほしいと言われるらしいです。県のことでございますので、当然私も県議会議員が後始末をさせていただくことになるのです。何でもきやんのや、あんたらしっかりせんかとよくお叱りをいただく毎日です。

地元からは、警察や県ではなく、現状設置されているものは地元で協力させていただき、交付金等を出していただいて、市町に委託していただくという案も地元自治会長等から提案されることもあります。

これに関しては、私は法律等の問題があると考えていますが、地元からは、予算について市町に肩がわりしていただく、例えば新規は別として、現状設置されている白線等については、黄色い線もそうですが、市町に委託していただくとありがたいとまで言われております。それだけ横断歩道等の塗りかえをしっかりと進めてほしいというのが住民の願いであります。

そこで警察本部長にお伺いします。順次、横断歩道の塗りかえを整備されていると聞いております。

しかし、県内には塗りかえを必要とする箇所は、まだ多数あると思いますので、現在の塗りかえの進捗状況と今後、どのように塗りかえを進めていくのかをお伺いしたいと思います。

また、このことは子どもたちの通学路等の安全に関わることでもありますので、教育委員会としてどのように現状を把握して考えているのかもお願いしたいと思います。時間がございませんので、済みませんが、よろしく願います。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） 横断歩道等の今年度の塗りかえ進捗状況、また今後どのようにということで御質問を頂戴いたしました。

まず前置きとして道路標示の現状についてでございます。御案内のとおり、横断歩道など道路標示につきましては、交通規制の実効性を担保するものでありまして、特に横断歩道につきましては、歩行者の横断場所を指定すると

ともに、車両に対して歩行者保護の義務を課しまして、横断歩行者の安全を確保するためのものがございます。

本県では、摩耗により視認性が低下した横断歩道などの道路標示が多数存在し、県民の皆様からも塗りかえに関する切実な要望を数多くいただいております。

次に執行状況でございます。昨年度の調査におきまして、横断歩道で1700本余りなど多くの道路標示の塗りかえが必要な箇所を把握しておりまして、本年度の予算におきましては、この塗りかえに必要な平成28年度に対して3倍に当たります1億円余りの予算を確保いたしまして、道路標示の塗りかえ事業を推進しているところでございます。

8月末現在で、金額ベースで予算額の約90%の契約が完了しておりまして、県内で、今まさしく塗りかえ事業が本格的に進められつつあるという状況でございます。

今後は、残りの契約につきましても速やかに締結いたしまして、先ほど申し上げた1700本余りの横断歩道の塗りかえにつきましましては、年内に完了する見込みでございます。

以上のとおり、本年度につきましましては予算を増額していただきましたことから、ほぼ必要箇所の塗りかえは可能と考えておりますが、横断歩道等の道路標示は、交通量の多い道路を中心に徐々に摩耗が進んでまいりますので、また翌年以降には、新たに塗りかえが必要な箇所が発生するのは避けられないところでございます。

したがいまして、必要性、緊急性も勘案しながら、毎年、塗りかえ事業を着実に進めていくことが肝要であると考えております。

今後、県警察といたしましては、県民の皆様からの数多くの要望に応えるため、県、市町等の道路管理者と連携を図りつつ、横断歩道等の塗りかえ事業を早期に進めることによりまして、県民の皆様の安全・安心を確保できるよう努めてまいりますので、御理解、御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋裕幸） 答弁は簡潔に願います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 通学路、通学経路の安全対策についての御質問でございます。

小・中学校の通学路の安全対策につきましては、学校ごとに、道路管理者、警察等とともに合同点検を実施し、各市町における通学路安全推進会議において、各学校の点検結果をもとに危険箇所の改善とか白線の塗り直しなどの整備箇所を検討しております。

各県立学校の通学経路につきましては、県教育委員会の通学路安全対策アドバイザーも加わり、見通しが悪い、交通量が多い、路面標示が剥がれている等の危険箇所の点検も行っています。平成28年度は、18校82カ所の安全点検を行いまして、点検結果を道路管理者等に伝えています。

以上です。

〔18番 野口 正義員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。これで終わらせていただきます。（拍手）

休 憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時0分開議

開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続いたします。2番 中瀬古初美

議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○2番（中瀬古初美） 議長からお許しをいただきましたので、松阪市選出、新政みえの中瀬古初美でございます。

今日も松阪木綿の着物を着てまいりました。この姿でありますと、職員からも、ユニフォームですねとか勝負服ですねとさせていただくようになりました。ありがとうございます。着物を着ると背筋が伸びて日本の心を着ているような感じになります。

では、早速頑張ります。よろしく申し上げます。

〔「よう似合とる」と呼ぶ者あり〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

生涯にわたる健康な口腔づくりのために。まず、妊婦歯科健診・歯科保健教育についてお伺いいたします。

お口の健康は全身の健康の源と言われ、一般の方々の間でも、口腔の健康への関心が高まっています。特に、虫歯や歯周病など歯科領域の症状や治療が全身にも影響を与えることや、逆に身体の変化や症状が口の中に及ぼす影響について関心が寄せられています。

1990年代の後半以降、歯周病が全身疾患や全身の状態に影響を及ぼすことが明らかになり、全身の健康を守るためにも口腔の健康が重要であると認識されるようになってまいりました。

厚生労働省が行った調査では、成人の約8割が歯周病にかかっているという結果が見られました。また、同調査から、成人だけではなく若年者も多く罹患していることがわかっております。さらには、小・中学校の学校歯科健診において、歯周病と判定される児童や生徒が増えているという報告もあります。このような事実から、歯周病は私たち日本人の国民病とまで言われているので、正しい知識を持つことが大事です。

特に女性と歯周病との関係で注目すべきが早産、そして低体重児出産です。妊娠中はホルモンの変化などによって歯茎の炎症が起こりやすくなり、また

重度の歯周病になる人も少なくありません。これが早産、低体重児出産の危険度を高めているのです。

歯肉の血管から侵入した歯周病原性細菌などが血流に乗って子宮に達すると、子宮筋の収縮を引き起こして早産や低体重児出産になる可能性があります。最近の報告によると、歯周病にかかった妊婦さんに低体重児出産が起きるリスクは健常者の4.3倍にも上ると言われております。

まずこちらをごらんください。（パネルを示す）これは出生順位別にみた父母の平均年齢の年次推移です。1975年から2015年、過去40年のうちで見ますと平均年齢が5歳上がっております。第一子を出産する母親が平均30.5歳と30歳を超えています。当然、妊婦の年齢が上がれば、歯周病の妊婦が増える傾向にあります。

そして、歯周病のリスクが上がれば、早産や低体重児出産の可能性も上がるということになります。

次をごらんください。（パネルを示す）こちらは妊婦に対する歯科保健施策実施状況一覧になっております。これは三重県内29市町で取組にも非常にばらつきがあり、健診がなされていないというところも多々見受けられます。

こういう中で妊娠中、無料で14回受診できる医科の妊婦健診と同様に、県下全市町での妊婦を対象とした無料歯科健診・歯科保健指導の実施、受診率向上に向けた取組の実施が必要です。とても大事なこととなりますが、それについてどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 妊婦歯科健診について御説明をいたします。

本県の歯科保健対策につきましては、平成25年3月に策定いたしました、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画に基づきまして、いつまでも自分の歯でおいしく食事ができ、生涯にわたり生活の質の向上が図られること、そして歯と口腔の健康づくりのための環境の整備を進めることを目指すべき姿として取組を進めております。

妊婦の歯科口腔保健対策につきましては、つわり等による不十分な口腔ケアや食事・間食回数の増加によります食習慣の変化等によりまして、虫歯や歯周疾患にかかりやすくなるため、特に歯と口腔の健康を保持増進させることが大切であると考えております。

県内では、先ほど議員から御紹介ありましたように、平成28年度、13市町において妊婦歯科健診が実施され、実施市町は年々増加傾向にございます。

また、全市町におきまして母子健康手帳交付時に、妊婦への歯科口腔保健指導リーフレットが配付されておりました、妊婦歯科健診の必要性について情報提供が行われております。

加えて、県内の18市町におきまして、妊婦歯科保健教室や歯科保健相談が実施されておりました、妊婦に対する歯科口腔保健の理解をより深める取組がなされているところでございます。

妊婦歯科健診につきましては、今後もより多くの市町に実施していただくため、市町担当者会議等で先進的な取組を共有するなど、妊婦の歯科口腔保健対策の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 先ほどは市町での取組の話をしていただきました。その中で特に歯周病が全身に影響するということを見ていただきたく思います。

（パネルを示す）こちらですが、先ほども申し上げましたけれども、歯周病菌はこのようにして全身に影響するというものです。歯周病原性細菌の毒素などが全身に回る、そして他の臓器に影響を与えるということ、高齢者の方に多いですが、気道から肺に入り誤嚥性肺炎を起こすということ、特に先ほどお話をさせていただきましたが、血流を通して子宮に達すると、早産や低体重児出産になる影響を及ぼすということ、3番のところは心臓の臓器等への全身へのめぐりも多く影響してくるという表になっております。

こちらをごらんください。（パネルを示す）これは細かくて非常に見にく

くて申しわけないのですけれども、これを説明いたしますと、周産期死亡率、乳児死亡率、平成27年は増加している。全国平均を上回っているという表になっております。

新生児死亡率についても平成25年以降、三重県は全国平均を上回っているというグラフで読み取ることができます。こちらにも、先ほど申し上げましたように、歯周病が関連してくることをわかっていただくために持ってまいりました。

次、またこれを見てください。（パネルを示す）これは先進的に取組をしている熊本県のものであります。こちらにありますように、熊本型早産予防対策事業のフロー図となっております。熊本県は産科の医療機関と歯科の医療機関、そして行政がかかわって早産の予防に力を入れている、そして結果を出しているところのものであります。

知事はふだんから周産期医療のこと、そしてまた医療的ケア児のことについて非常に大切だと御認識をしてみえます。今回これを見ていただいた中でも、妊婦の歯周病と赤ちゃんの命というところが非常に密接をして、大事であるということがわかっていただけるかと思うんですが、それにつきまして医科の妊婦健診と同様に無料歯科健診、歯科保健指導など、妊婦歯科健診の重要性についてどのようにお考えか、お答えいただきたいと思っております。

**○知事（鈴木英敬）** まさに議員からありましたとおり、歯周疾患が重症化すれば、早産とか低体重児の出産となるリスクが高まるということでもありますので、それを早期発見、早期治療するために、この妊婦歯科健診というのは大変重要であると私も認識しています。

先ほど医療対策局長からも申し上げましたとおり、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画、今年度が終期ですので、新たに今、次の計画を策定しておりますけれども、そこにおいても妊婦歯科健診の重要性をしっかり位置づけるとともに、さらに啓発の重要性なども書き込んでいきたいと考えております。

また、私個人的に思いますのも、妊婦の方に啓発とかこういうのをさせていただくだけじゃなくて、パートナーもよく知って健診にしっかり行こうね、

一緒に行こうねというふうにしていくことも大変大事じゃないかと思います。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。次の計画にその重要性を位置づけていくと強くお答えをいただきました。

そして、パートナーの方にも意識を持って理解をして健診やケアをしていかなければならないということもおっしゃっていただきましたので、本当にこれは一人だけではなくて、家族も同じように意識をしないといけないというところをまさしくおっしゃっていただきました。

そして、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、最近の小・中学生、特に高校生におきましては、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の中で、高校生の歯肉炎の炎症の所見を有する生徒の割合。これ、目標値に対して悪化という結果が出ているんです。

でも、これは高校生がそういう状態でありませけれども、高校生だけではなくて、当然小・中学生、中・高生、そしてそういうところでしっかりと保健教育がなされると、健康な口を持って女性であれば妊娠、出産というところになる。そして、全ての人がやはり高齢化をしていくときに、今、在宅でという流れですけれども、高齢者の方も口の中を健康にしておかないと、自分の歯を失ってしまうとか、おいしいものをいつまでもおいしく食べ続けていたい、そして誤嚥性肺炎というところもありますので、早くからそういう教育をしていかなければならないということが理解できると思います。

そして、私が今回このテーマにすることにしたときに、新政みえでそのような話をしました。そうしましたら、皆さんが歯ブラシをおもむろに出してみえて、本当にお昼休み、時間がないのですけれども、そのない時間の中で、うがいしてこなとか、歯磨きしようと。今日は我が会派代表が、電動歯ブラシを持ってきたでなというところから、お昼も何人かの議員が歯磨きをしてみえるという姿があって、私はとてもうれしく思っております。知事、ぜひ率先してそういうところも、また職員もそういう意識を持っていただけるとうれしいです。よろしく願いいたします。

次です。三重県職員等への歯科健診についてお伺いさせていただきます。

県民一人ひとりが全身の健康につながる歯と口腔の健康づくりに取り組むことで、いつまでも自分の歯でおいしく食事ができ、生涯にわたり生活の質の向上が図られることを目標として、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成24年3月に制定されました、みえ歯と口腔の健康づくり条例第8条第2項に、保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科健診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとするがあります。県職員、教職員、警察職員への歯科健診の実施をと考えておりますが、県民に訴える前にもぜひ率先して示すことが大事と考えますので、その点についてお考えを述べていただきたく思います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 職員の歯科健診についてでございます。

県職員の健康管理については、従来から健康診断のほか、メンタルヘルス対策や過重労働対策など、様々な取組を行っているところでございます。特に、近年は、職員の健康診断結果を踏まえ、生活習慣病予防に特化した研修会等も実施しているところでございます。

生活習慣病の発症リスクを高めるものに歯周疾患があるという知見もございます。職員の健康管理にとっても重要なテーマであると私どもも認識しております。

また、みえ歯と口腔の健康づくり条例の基本理念においても、県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとしていることから、県においても、まずは職員自らが歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深められるよう取り組むことが重要であると考えております。

このため、保険者である地方職員共済組合とも連携し、新たに、歯周疾患予防に関するセミナーを実施するなど、機会を捉えて歯科検診の重要性とその効果に関する啓発を行うよう努めていきたいと考えております。

その上で、歯科検診については、職員自身の歯周疾患予防に対する意識向

上やニーズの高まりを見きわめつつ、検討していくこととなりますが、少なくとも現下の厳しい財政状況においては、県事業として実施することは難しい状況でございます。

なお、保険者である地方職員共済組合の事業として実施することについては、地方職員共済組合において、他の共済組合事業との優先度や実施に当たっての業務量を含め検討することとなります。

県としては、御提案の趣旨について地方職員共済組合にしっかり伝え、共済組合における検討を促してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。地方職員共済組合との連携であるとか検討を促すということで、力強く答えていただきました。

先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、まず職員の皆さんの意識の向上というところで啓発が非常に大事であるということ、なかなか県財政もというふうにおっしゃいましたので、そのこともよくわかっておりますが、節目健診というところからもスタートしていただくとうかがなとも思います。

愛知県も既に進めておりますし、最終的には全体的には医療費の削減にもつながってまいりますので、お願いしたいと思います。

そして、先ほど知事がせっかく大事なことを言ってくださいましたのに、済みません、後になってしまいました。（パネルを示す）これ、実は熊本県のチラシになるのですが、ちょっと戻ってしまいますが、歯科健診、これも啓発のチラシです。まさしく医科と歯科が連携をされて、そして行政がというところで、こういうチラシを出してみえます。ぜひこういうところも検討いただき、先ほど総務部長がおっしゃられました、同じように啓発にもしっかりと力を入れていただきたいと思います。

では、次にまいります。歯科衛生士養成校の学生への修学資金制度についてです。

在宅歯科医療や病院、施設における専門的口腔ケア等、歯科衛生士の業務

が年々拡大しているにも関わらず、就業事業数に対する歯科衛生士数は慢性的に不足の状況にあります。

県内での歯科衛生士の安定的養成を行うためにも、経済的に困難な状況にある学生であっても歯科衛生士を目指す進路選択ができるように、看護師や歯科技工士を対象とした制度と同様の歯科衛生士修学資金貸与制度の創設を要望いたしますが、この点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 歯科衛生士養成校の学生への修学資金制度についての御質問でございます。

歯科衛生士は、生涯を通じての歯と口腔の健康づくりを支援する専門職でございます。歯科診療所などを中心に活躍をいただいております。

また、高齢社会を迎え、福祉、介護の分野における口腔ケアの重要性が高まっており、地域包括ケアシステムにおきましても、在宅での歯科医療や口腔ケアを担う人材として活躍の場が広がってきておりまして、専門性がさらに発揮されることが期待されているところでございます。

本県におけます歯科衛生士の養成校につきましては、県立公衆衛生学院を含め養成校は3校ございます。在学生は、県内の出身者が9割以上を占め、ここ数年は、卒業生のほぼ9割以上が県内に就職をいただいております。

また、県内の就業歯科衛生士数は、経年で見ると増加しております。

平成28年におきましては、人口10万人当たりで107.2人ということで全国平均の97.6人を上回っておりまして、都道府県順位は21位ということでございます。不足しておる現状はございますが、一定数は確保されていると考えております。

県におけます奨学金制度については、県内に養成施設のない歯科技工士や、県外への流出の多い看護師などで設けられておりますが、歯科衛生士については、県外への流出は少なく、制度の創設には至っておらないという状況でございます。

県では、地域で実践指導を行う、みえ8020運動推進員を育成する研修や、

離職した歯科衛生士に対しまして復職を支援する研修などを実施しているところでございます。

県民の歯と口腔の健康づくりを推進することは、健康で長生きするために重要なことと考えておりますけれども、そのサポートをする貴重な専門職として歯科衛生士が活躍できるよう、引き続き離職者、復職希望者に対する研修機会を提供し、資質向上と人材確保を図ってまいります。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

**〇2番（中瀬古初美）** 今述べていただきましたように、復職の支援、貴重なサポートをしていきたいと答弁をいただきました。

先ほども述べていただきましたが、歯科衛生士、今回特に歯周病の予防のことについて出しましたけれども、その予防や治療においても大変重要な役割を担っております。歯科医師と協働しながら予防や治療に専念し、能率よく歯周病の患者対応するスキルが必要とされています。そして、また各年齢に合わせた歯科保健教育についても同様です。その前にどのような環境に置かれている学生に対しても、歯科衛生士を目指す進路選択ができるように知恵を出し合っていたいただくことを要望したいと思います。

先ほどそのようなことについては語っていただきましたので、またよろしくお願いいたします。

では、次にまいります。県立飯南高等学校の活性化と今後についてです。

三重県立飯南高等学校についてですが、1999年、平成11年に全国で初めて連携型の中高一貫教育に取り組んだのが、この松阪市の西にある三重県立飯南高等学校です。同校では、今は2中学となっておりますが、旧飯南郡の当時の3中学と人事交流やカリキュラムを連携し、6年間を通して学習ができます。この連携型中高一貫教育と総合学科という特徴的なカリキュラムを準備して、生徒は将来の夢や目標に応じて科目を選択していくことができ、さらにキャリア教育を通じて、自分の進路選択力を高めていくというものです。

平成29年3月、今年の3月ですが、三重県教育委員会が策定した県立高等

学校活性化計画が発表されました。

県立高等学校の規模と配置の項で、1学年2学級以下の高等学校というところがあります。1学年2学級以下の高等学校は、改めて設置の意義を検証しつつ、地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等を踏まえ、特に存続が必要と考えられる場合には、以下のように活性化に取り組むということで、市町関係者、地元産業界、小・中学校及び高等学校の保護者・教員等で構成する協議会を設置し、学校や地域等の関係者が役割を分担しながら、それぞれが活性化の具体的方策を検討した上で、計画を策定し一体となって実施していくことで活性化に取り組むということになっております。

飯南高等学校活性化協議会での経過についてお聞かせいただければと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 飯南高等学校活性化協議会の進捗についての御質問でございます。

飯南高校においても、議員御紹介いただきましたように、本年度、地元の松阪市の教育長、飯南・飯高両地域の振興局長、中学校長等に協議会の委員として参画いただき、活性化の具体策を現在検討しているところでございます。

協議会は、これまで5月と7月の2回開催しまして、今後3年間の取組を活性化プランとしてまとめたところでございます。

活性化プランの方向性として、一つ目、キャリア教育を柱に系統的な取組を一層進めることにより、地域社会において主体的、協働的に活躍できる力を育成する。二つ目、幅広い学力層の進学希望や就職希望の実現を目指し、生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図る。三つ目、地域との連携、小・中学校との交流を深める中で、地域に必要とされる魅力ある学校づくりを進める、この3点を掲げまして、この方向性に沿って協議会の各主体が取組をスタートさせているところでございます。

具体的には、協議会の一員である松阪市が8月に広報誌で飯南高校の特集

を組んで学校の魅力を発信していただきました。11月には協議会によるパネルディスカッションを開催して、卒業生や地域住民、企業関係者が飯南高校の未来を語ることで、飯南高校の活性化とともに考え、行動するきっかけにしていくこととしております。

さらに今後は、協議会では活性化プランの取組について年度末に課題とか成果を検証した上で、改善につなげることとしておりまして、県教育委員会としましては、必要な情報提供や助言を行うなど、効果的な取組となるよう、進めていきたいと考えております。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

先ほど教育長から進捗と今後についてもお聞かせをいただきました。その8月6日に開催されましたのが、平成29年度県と市町の地域づくり連携・協働協議会、知事と市長の1対1対談で、市長から対談項目の一つとして出されています。

その中で、飯南高校は旧飯南郡地域の光だと思っていると市長は言ってみえます。高齢化率が既に4割という地域の中ですが、飯南・飯高地域でこの春卒業した生徒は47名と少なく、飯南高校では今、地域から進学する生徒よりも旧松阪市内から通学する生徒が多いのが実態でありますと市長は話されておりますが、地元飯南・飯高地域にとっては、そして松阪市にとってもなくてはならない学校です。そのことを市長は1対1対談のときに、お話をされました。県教育委員会は、積極的に高校を支援しようと理解と協力をしてくれていると松阪市や地域の方からもそのようなお声を聞かせいただきました。

竹上市長からも、今、飯高地域の中学校はコミュニティ・スクールがありますが、飯南高校を含めた小・中・高のコミュニティ・スクールができないかという提案が出ております。そして、地域にとってはなくてはならない学校ですので、より活性化していくために思い切った方法も必要だ、前向きに検討してほしいという声、地域の皆様方も本当になくてはならないいや、活

活性化するためにはではなく、あつて初めて活性化につながっていくので、そのところの不安な要素では、本当に頑張りたいけれども厳しいというのも現実だという声も聞かせていただいております。松阪市のほうも、地域もいろんな形で努力をしていくので、ぜひ協力をいただきたいというふうに力強く言われております。

そのコミュニティ・スクールの取組とその支援についてどのようにお考えかをお聞かせ下さい。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） コミュニティ・スクールの活用についての御質問でございます。

飯南高校は、議員からも御紹介いただきましたが、平成11年度に、全国に先駆けて連携型の中高一貫教育を導入し、飯南・飯高の両中学校と連携して、生徒一人ひとりの興味・関心に応じたテーマ探究学習や、身近な産業の職場体験などを通じ、地域を担う人材を育成している、地域にとって大切な高校です。

こうした中、本年度から学校に設置している活性化協議会や、8月の知事と松阪市長との1対1対談において、活性化の取組の一つとしてコミュニティ・スクールの導入について提案をいただいたところです。これは議員からも御紹介をいただきました。

飯南高校では、現在、中高一貫教育やキャリア教育において、地元中学校や地域と連携した取組を進めており、さらにこれに小学校が加わって、小・中・高と地域が一体となったコミュニティ・スクールを実現することによって、学校と地域双方の活性化につながることが期待できると考えております。

このことから、飯南高校においてもコミュニティ・スクールの導入に向けて積極的に協議を進めていきたいというふうに考えています。

飯南高校が、これからも子どもたちにとって、行きたい学校、誇りに思う学校となるように、松阪市や地元住民の皆さんの協力をいただきながら、魅力ある学校づくりを進めることによって、地域の活力につなげていきたいと

考えております。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

1対1対談の中で知事が、小・中学校のコミュニティ・スクール設置率全国1位の山口県萩市のコミュニティ・スクールを見学されたということでございました。

その中で非常に重要性を理解しているということでもありましたけれども、先ほども教育長からコミュニティ・スクールをしっかりと導入に向けてということをお願いしておりましたし、学校と地域がしっかりと活性化していくようにということもおっしゃっていただきました。小・中・高の連携で地域に根ざした学校として支えていくために、知事が現場を見ていただいて、コミュニティ・スクールの重要性をどのように認識されたのかを聞かせていただければよろしいでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 学校がコミュニティ・スクールとして開かれることにより、地域の皆さんが学校に関与してくれる。それで学校自身が活性化をしていくということと、地域の皆さんが学校についてよく知ってもらうということ。その学校を核にして地域全体の活性化にもつながっていく、そういうのがコミュニティ・スクールの意義であるというふうに思いました。

今回のことも飯南高校、必ずしも地元の中学校からの進学率が高いとはいえる状況ではないと思っていますから、そういう小・中・高、早い段階から飯南高校の魅力について、子どもたちや保護者の皆さんが知ることによって、飯南高校、行きたいなというふうに思ってもらえることにもなるのではないかなと思いますから、まさに飯南高校が行きたい学校ということにつながっていく連携の取組に資すると思っています。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

中山間地域である地元の生徒数がこれからも少なくなっていくと思いますが、何度も申し上げますが、地域にとっては、そして松阪市にとってはなくてはな

らない大切な存在の学校です。地域が輝くためにも、県も思いを持ってこれからも取り組んでいただきたく思います。

学生募集に訪れる大学とか専門学校 선생님方や、求人で訪れる企業の高校訪問者から、こんなに風光明媚な学校はないと言われことがあります。学校の校舎に行くまで校門に入ってから杉並木が両方にあるのです。その杉並木を歩いて行って、そして校舎が出てくる。こんな素晴らしい環境はないですねと言われたことが何度もあります。

私たちの時代は、冬になると体育の授業で、山コースというのがあるんです。学校の裏手に山があり学校林を持っていて、そこの中を走り抜けるマラソンの授業があるんですね。今思うとトレイルランのはしりだと思えます。ぜひ、今後も松阪市、市教育委員会、県教育委員会、高校、地域ともに連携を図りながら、先ほども言っていましたけれども、県も改めて子どもたちの笑顔のために明るい未来に向けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次にまいります。県産材を活用した木育の推進と森林環境の保全についてです。

県産材を活用するウッドスタート宣言ができないかなということを考えて、東京都新宿区四ツ谷にある東京おもちゃ美術館に行ってみました。そこで、たくさんの乳幼児が親子で木のぬくもりに触れながら楽しんでいる姿に出会いました。とても温かい気持ちになりました。

ウッドスタートというのは、日本グッド・トイ委員会が展開している木育の行動プランのことで、この活動では、木を真ん中に置いた子育て・子育て環境を整備して、子どもをはじめとする全ての人たちが木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに暮らしを送ることができるようにしていくという取組です。

東京おもちゃ美術館でお話を伺っておりますと、何と東議員が非常に関心を持ってみえる、そして熱心な三重県職員がいますよと聞かせていただきました。早速、部局にそのことについてもお伺いしました。三重県における木

育の推進と森林の整備、環境保全をどのように考えてみえるのか、取組などをお聞かせください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、県産材を活用した木育の推進と森林環境の保全についてということで御答弁申し上げます。

森林は、県土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、また木材等の林産物の供給など多面的機能を有しておりまして、県民の安全で安心な暮らしに欠かすことのできない大切な存在というふうに考えております。

県では、こうした豊かな森林が健全な姿で次代に引き継がれるよう、平成17年に三重の森林づくり条例を制定いたしまして、県民が森林について学ぶ機会の確保に努めており、間伐体験でありますとか樹木観察、また副読本を用いた学習など、いわゆる森林環境教育に取り組んできております。

また、平成26年4月のみえ森と緑の県民税の導入を契機といたしまして、県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、これまでの森林環境教育に加えまして、先ほど御紹介のありました、木育にも本格的に取り組み始めました。

木育とは、子どもから大人までを対象にいたしまして、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深め、木材のよさや利用の意義を学んでもらうための教育活動でございます。

県では、暮らしに木を取り入れる、いわゆる木づかいで、子どもの感性を磨くこと、また森林を学ぶ機会の場の創出、それと県産材の有効活用の三つの目的のもと、木育の取組を進めております。

また、県では、平成28年4月に開設いたしました、みえ森づくりサポートセンターを拠点として、人づくり、ものづくり、場づくりの三つの柱で施策を展開しております。

まず人づくりでは、木育インストラクターの養成とか木育活動のコーディネート、ものづくりでは、県産材を使用した木の遊具、例えば木のボール

プールである「もりぼーる」やキッズスペースの開発、また場づくりでは、これらの木の遊具を子どもたちが集まる、様々な場所に設置するミエトイ・キャラバンの展開といったものを行っておりまして、子どもたちからは、木のいい香りがする、木にたくさんさわられて楽しいといった感想をいただいているところでございます。

また、市町におきましても、親子で木のぬくもりを共有できるよう、子どももの成長に合わせて木製品をプレゼントする取組、例えばフォトフレームでありますとか木のスプーンとかお箸といったようなものでございます。

県産材による保育所や幼稚園などの内装の木質化、机・椅子、キッズスペースなどの製作など、平成28年度は、19市町で地域の特色を生かした木育が行われております。

また、企業においても、ショッピングセンターへの木製遊具の設置でありますとか、車内を県産材で木質化した列車、木育トレインの導入などを行っていただいているところでございます。

こうした木育の取組を通じて、木を使い森を愛する人を育てていくことが、50年先、100年先の森林環境を保全することにつながるものであると考えております。

また、一方で森林環境を保全するためには、森林を伐採して利用し、次の森林を植えて育てるという緑の循環を確実に実施していくことが大切であると考えておりまして、森林環境教育や木育の推進とともに、森林を適正に整備することが重要であると思っております。

このため、県では、森林所有者等による自発的な森林整備を支援するとともに、市町等による公的な森林整備の促進や、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくりなどに取り組んでおります。

今後も引き続き、市町や企業、関係団体等と十分に連携しながら、木育の輪を県内全域に広げていくとともに、多様な主体による森林整備を進めることで、将来にわたって森林環境の適正な保全に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今、木育のことについて取組の御報告をいただきました。

いろいろ取組をされている中で、先ほどもお話がありましたけれども、森林の整備って今日して、それが2年、3年というような短い期間で整備ができるわけでもなく、森づくり、山づくりというのは、いろんな方々がいろんな立場で林業、山に入ってみえる方、そのものを使って生産される、そして環境づくりをされる、木工の家具をつくられると、同じ一つの木からもいろんなところから皆さん、それぞれ違います。そういうところから長い目で見た、50年とか100年とかいう年月をかけて森、山というのはつくられていくわけで、それが川を流れて、そしてまた海へ行って、海から循環をしていく。美しい空気とおいしい水、またそれが山に帰っていく。だから、山がしっかりと手入れをされなくてはいけないところも何度も皆様方もお話をされているところですし、私も何度もこういうふうに言ってまいりました。

その中で、子どもたちが自分たちの本当に身近なところから、この木というものがぬくもりがあって木っていいなと思えるような、最初に触れるおもちやが木であつたらぬくもりがあるとか、特に三重県においては6割、7割が森林面積ですから、もっとそれを身近に感じて本当にすばらしいという気持ちで成長していく中の木育について今後も取り組んでいただきたいのです。

先ほど木育インストラクターのお話が出ました。実は、私も8月に木育インストラクターを受講してきました。

木育インストラクターの資格を今持っているのですが、そのときもそうなのですが、いろんな種類の木があります。いろんな種類の木が積み木のようにあるのですが、それをどんなふうに遊んでいくとか、そういうものが県の木であつたりとか、日本の国の木としては定まっていないということなのですが、桜の木でしょうかというようなお話もありましたし、東京で受けましたので東京都の木は何か御存じですかということがありまし

て、イチヨウの木でした。

そういうところとか、山に入ったり自分の身近にあるところの木が、これって何という木なんだろうなという疑問とか、その質問とかいうものが子どもたちの心の中に生まれてきたりとか、そういうところから育っていくと、大事な部分に育っていくのではないかなと思いました。

森林環境教育が進められていますけれども、森林面積の小さい市町でも木育の概念というのを取り入れて、木という視点から森林への関心を深めてもらうように、赤ちゃんが初めて出会うおもちゃが地産地消の木のおもちゃで、知事の推奨するレゴも木という形だったらいいなと思います。

ちょうど今日のこの帯飾りは地産地消の尾鷲ヒノキなんですけど、こうやっていろんなものが自分の身近にあるといいなというふうに思います。

木育インストラクターもそうなんですけれども、ぜひ活躍できる場とかを。たくさんこういう方がいらっしやと思います。どういうところで、どのようにできるかというのがわからないんですが、それについて教えていただければと思います。

○**農林水産部長（岡村昌和）** 個々に御活躍いただくのが大事ですけども、やはりネットワークということで、それぞれの経験を持ち合いながら、それぞれ意見交換をしながら、より活動を広げていっていただくということが大事かと考えておりますので、またそういうことについても、県も林業普及指導員等をはじめ、地域に入らせていただきまして、そういうネットワークについても取組を進めていきたいと思っております。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○**2番（中瀬古初美）** 皆さん、いろいろな思いを持って受講されたりとか研修を受けられたり、いろんな活動をされている方々が非常に多いかと思えます。せっかくですので、そのような活動が一つでも広がるといいですし、その一つでも子どもさんの心につながると、それがまた大きくなっても木の家がいいなとか、木のこういうのがいいなと、すごく身近に感じられるような存在であるように、県も今後も取組をしっかりと進めていただきたいと思いま

す。よろしく願いいたします。

では次に、最後ですが、三重県手話言語条例についてでございます。

三重県議会に設置されました三重県手話言語に関する条例検討会による検討を経て、平成28年6月に三重県手話言語条例が制定されました。平成29年4月1日から施行されています。今年の4月ですので、まだ5カ月ほどではございますが、平成29年度から平成32年度までの4年間の具体的な取組方策を定めた三重県手話施策推進計画も策定されています。

その中で施行されてから今までの期間、長くはございませんが、その進捗であったとか、数値目標が設定されていますけれども、その取組に当たり予算措置など、その展開について伺いたいと思います。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） それでは、三重県手話施策推進計画の進捗状況、それから今後の取組についてお答え申し上げます。

三重県手話言語条例の制定を受けまして県では、先ほど御紹介もございましたが、今年3月に三重県手話施策推進計画を策定しております。

今年度は、まずは手話に対する県民の理解と普及を図ることを重視しまして、県民向けの手話講座の開催や、県職員や市町担当者等に対する手話研修を行うとともに、手話を啓発する動画等の映像コンテンツを制作しまして、県のホームページに掲載するなどの取組を現在進めているところでございます。

また、人材育成の観点から、市町が実施します手話奉仕員養成講座の修了者について、知識及び技術の向上を図るとともに、手話通訳者へのステップアップにつながるよう、市町等が実施します手話奉仕員スキルアップ講座の統一カリキュラムの策定にも取り組んでいるところでございます。

計画に基づきます施策の実施状況につきましては、毎年度、有識者や当事者で構成されます三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会等に報告しまして、計画で設定した数値目標の達成状況も踏まえながら、取組の改善を図っていくこととしております。

今後とも計画に沿って取組を進め、ろう者と聞こえる人がお互いに人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現につなげたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ステップアップであつたりとか市町の統一カリキュラムというところをおっしゃってみえたのですが、推進計画もこれからでございますので、条例の中でしっかりと取組をしていていただきたいということ。

それから、三重県が今取組を進めていただいておりますけれども、市町のことが出てきましたが、市町で現在策定されているところ、そして今現在、例えば取組を進めていこうとお話を聞かれたりとか、そのような市町の動きというのを把握していらっしゃいますでしょうか。

○健康福祉部長（田中 功） 手話に対します県民の理解と普及を図る上では、住民にとって最も身近な存在でございます市町とともに取組を進めることが大切でございます、今年度から行政職員向け手話研修の開催など連携を図って行っているところです。

今後も引き続き、松阪市や伊勢市、名張市といった手話に関する推進条例を持っております市町をはじめ、県内各市町や関係機関等と連携協力しながら取組を進めて、横展開を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 策定済みの市が3市ということですね。今後は連携を図っていただくことと、そしてまたしっかり働きかけをしていただいて、他の市町にも働きかけと策定に向けて県の役割としてしていただきたいと思っております。

手話通訳のことですけれども、三重県議会では、代表質問に手話通訳を配置することを決めましたが、その展開について、9月4日の議長定例記者会

見におきまして、広聴広報会議の座長でもある水谷副議長が約1200万円の予算については、現在の議会経費からではなく、別枠で予算組みするのが当然という意向をその中で示されました。新年度予算編成において、当局は議会の意思を踏まえて実現されるとの認識でよろしいでしょうか。

9月12日の知事定例記者会見を見ますと、知事は水谷副議長の発言よりも後退したような発言と受け取れたのですが、手話通訳に関する予算は、新年度、どのようにされていくおつもりなのか、現段階でのお考えをお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 今、何が後退かよくわかりませんが、まだ予算編成の状況もこれから全員協議会で平成30年度当初予算調製方針をお示しさせていただきますので、予算でということをございましたら、議会事務局からいろいろお話をいただいて、それを精査していくということで、それ以上でも以下でもないと思います。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 水谷副議長は、別枠で予算組みが必要だということで、知事は執行部も答弁しますからねというところも発言されておりましたし、そのようなところを見せていただいておりますと、やはりこれは議会も、広聴広報会議も頑張らなければいけないなあというところであるのですけれども、決して金額は少なくありません、財政のこともございますが代表質問にとどまらず、一般質問まで広げていただくように、今後もしっかりとお願いしたいと思いますし、議会もともに頑張っていかなければいけないなと思っております。

ありがとうございました。大きな柱としまして4点ですが、以上で質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 32番 中嶋年規議員。

〔32番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○32番（中嶋年規） 志摩市選出、自民党の中嶋年規でございます。

本日は傍聴席に志摩市から約80名の皆さんにお出でいただきました。平日

の大変出にくい中を多くの方に参加していただきまして、この場をおかりしまして感謝申し上げたいと思います。

また、今日は参加できなかったのですが、テレビの向こうで応援してくれている方もみえまして、その方々のためにも志摩地域の問題を中心にしっかりと議論させていただきたいなと思うところであります。

確認はしてないですが、この80名ぐらいの皆さん、ほぼほぼ100%、鈴木英敬知事のファンでもあると思いますので、明日、解散総選挙ということは余り関係ないですけども、ぜひ知事自身もその魅力をしっかりアピールしていただいて、各部署長の皆さんはそういう知事の思いもそんたくしていただいて、前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、発言通告に基づきまして、まず伊勢志摩ナンバーの実現に向けてということについてお伺いしたいと思います。

伊勢志摩サミットの開催だとか、伊勢志摩国立公園指定70周年と平成28年は伊勢志摩という名称が国内外に広まったと考えられるところであります。御当地ナンバーといいますと、既にモータースポーツの町、鈴鹿を象徴する鈴鹿ナンバーというものがこの三重県でも導入されておりますけれども、この御当地伊勢志摩ナンバーを導入することによりまして、目に見える形でサミットのレガシーを残すことにつながったり、サミットで高まった地域の一体感をさらに高められるのではないかと、また、もちろんのこと、知名度の向上にもつながるなどのプラスの効果が期待されるところであります。

伊勢志摩サミット開催前の平成28年3月に、この議場におきまして御当地伊勢志摩ナンバーの導入に向けた県としての取組をお願いしたいということをお私、ここで質問させていただきました。

この提案に対しまして、当時の竹内戦略企画部長からは、関係市町の意向を十分踏まえた上で、国への働きかけなどを前向きに検討していきたいと答弁をいただきました。

前向きに検討というのは、私の調べによりますと、その実現率は75%でございますので、非常に高めの方の本真に前向きな答弁であったと思っております。

まして、その言葉どおり、県も地元の伊勢市、鳥羽市、志摩市とともに国へ第3弾となります御当地ナンバーの募集を働きかけていただきました。

そのかいもありまして、本年5月に国土交通省から新たな地方版図柄入りナンバープレートの募集が表明されたところであります。

ちょっと資料を見ていただきたいのですが、（パネルを示す）この御当地伊勢志摩ナンバー実現への条件ということで、まとめさせていただいておりますけれども、今回国土交通省が示した導入の基準としまして4点ございます。

1点目が、登録自動車台数が複数の市町を含め5万台を超える、ないしは登録自動車台数が10万台超というのもあるのですけれども、伊勢志摩の場合は複数の市町を含め5万台超ということになろうかと思えます。

地域の名称が国内外で相当程度の知名度を有しておって、最大4文字ということであります。

図柄入りナンバープレートをあわせて導入するという基準もあり、また新ナンバープレートを活用した地域振興、観光振興のための指針を有しておることが導入の基準となっております。

この基準をクリアして、承認をいただくために三つの条件がありまして、これを全て満たさなければいけないのですけれども、まず1番目は対象となる地域住民の合意形成。2番目は鈴鹿ナンバーなど、他の地域名表示、先進事例と比較して、人口だとか登録自動車台数などに関して極端なアンバランスが生じないこと。それから、自動車保有関係手続のワンストップサービス、OSSと略称言われておるんですけど、こちらの導入計画があることが承認の3条件となっております。

このOSSですけれども、次の資料をごらんいただきたいのですが、（パネルを示す）ちょっとわかりづらいのですけれども、車を登録するときには警察にお届けする車庫証明だとか、運輸支局での自動車の登録、県税事務所への県税の自動車税の関係をそれぞれディーラーの方を通じて、我々ユーザーはやっていただいてまして、我々ユーザーは直接その三つの場所に行く

ことは、ほぼほぼないのですけれども、ディーラーの方はこの3カ所に行って、ようやく車の登録が完了するというものを、インターネットの時代でございますので、それを使ってワンストップでやれるようなシステムを導入している、こういうシステムの導入計画があることが前提となっております。

三重県はこれまで導入計画はなかったわけでございますが、今回、県警本部の皆様の御理解もいただきまして、前向きにこの導入に向けての表明をしていただいているとお聞きしているところでございます、この場をおかりしまして、県警本部にも深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その導入に向けたスケジュールですけれども、今年の11月16日から12月1日の間に対象となる市町の要望を踏まえて、知事が国土交通大臣に導入意向表明書を提出することとなっております。デッドラインは12月1日です。

それを受けて来年の3月16日から3月30日の間に、平成29年度内に正式な導入申込書を知事が提出する。

この導入地域候補が決まった後には、図柄等の提案をしていただくわけになります、それは1年後、平成30年12月14日から12月28日までの間に対象市町合同、または知事がその提案を行うというふうになっております。

図柄等の決定は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます平成32年度、すなわち新ナンバープレートの交付は、東京オリンピック・パラリンピックの年である平成32年度中というスケジュールになっております。

国土交通省が募集を開始したことも踏まえまして、現在伊勢市、鳥羽市、志摩市の3市、度会郡の玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町の4町、多気郡明和町、この計8市町で導入の検討を進めていただいております。各市町ではそれぞれの議会への説明を経まして、住民ニーズを把握するためのアンケートを順次実施されておると聞いておりますし、志摩市議会でも昨日、そのための予算を採決していただきまして、10月1日から志摩市民にもアンケートが始まることも聞かせていただいております。御当地ナンバープレート導入につきましては、まずは市町が主体となって進めるもので

はありますけれども、広域行政を担う県の果たす役割への期待は非常に大きいものがあります。

そこで3点について伺います。

まず一つ目は、対象市町における住民アンケートの実施状況やその内容について把握されていらっしゃいますでしょうか。わかっておりましたらわかる範囲でお教えいただきたい。

また、これらの結果を踏まえまして、一定の住民の合意形成ができたと判断した複数の市町から伊勢志摩ナンバーの要望が提出された後、導入に向けた体制をどうやってつくっていくのか。

2点目は導入地域候補となった場合に、先ほどスケジュールで説明しましたように、来年末までにナンバープレートの図柄のデザインを提案しなければなりません、そのデザインはどのようなプロセスで決めていくのか。

その際、東京オリンピック・パラリンピックのマスコット選定プロセスを見習いまして、未来のユーザーである小・中学生にも選定プロセスに参画してもらうことはできないかということも、あわせて御検討いただきたいと思ひまして、御質問します。

最後、3点目ですけれども、御当地ナンバープレート導入による地域振興、観光振興の具体的な方針につきまして、県としての基本的な考え方とその策定主体と策定プロセスにつきまして、御答弁をお願いいたします。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 伊勢志摩ナンバーの実現に向けて3点、御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

伊勢志摩ナンバーにつきましては、議員からも御紹介いただきましたように、サミットで高まった地域の一体感、知名度の一層の向上につながり、サミットの成果を生かす取組としても象徴的な意味合いを持つ意義があると考えております。

そこで県といたしましても、南勢志摩地域活性化局が中心となって、関係市町をメンバーとする調整会議を開催したり、私自身も関係する市長、町長

の考えを直接お聞きにお伺いするなどして、積極的に支援をさせていただいているところでございます。

伊勢志摩ナンバーの導入に関します住民アンケートは、地域における合意形成の一環として、各市町が住民の意向を直接把握されるために、8月から10月にかけて実施されております。

私どもも手元にあります伊勢市のアンケートで御紹介いたしますと、属性のほかに車を所有されているかどうか、核心の質問としては三重ナンバーが伊勢志摩ナンバーにかかわるとすると、あなたはどうか思われますかということをお聞きになっております。あと、図柄入りナンバープレートについて交付を希望されるか。図柄入りナンバープレートというのは選択ができるようになっておりますので、交付を希望されますかということをお聞きしております。あと、図柄としてどのようなものがふさわしいかということ、幾つかの選択肢の中から聞くというような形になっております。

こうしたアンケートを実施するに当たりましては、当初から県も協議に加わり、設問項目を基本的に統一した上で、その対象ですとか実施方法は各市町の実情に応じて各市町の御判断で行われているところでございます。

8月から10月にかけて実施されておきまして、既に結果が明らかになったところもあり、伊勢市におきましては、導入することに賛成、どちらかといえば賛成、合わせて8割近くにのぼったということが昨日、市議会に報告されたというふうに承っております。

アンケート結果を踏まえまして、導入意向を固められた市町からは、議員からも御紹介ありましたように、11月を目途に県に要望していただくこととなります。

県では、この要望を受けまして、議員から一部御紹介もありました、国の要綱に定められた様々な要件に鑑みまして、新たな地域名として妥当だと判断した場合に、国土交通大臣宛てに導入意向表明を行うことになっております。

その後、平成30年3月30日までに正式な導入申し込みを関係する全ての市

町の合意を得た上で行うことになっております。

県といたしましては、導入意向表明後は、関係市町に加えまして、既にそれぞれ関係市に御要望もされていると承っておりますが、地域の商工団体や観光団体といった皆様方の御協力もいただいて、伊勢志摩ナンバー導入に向けた手続きが円滑に進むよう、推進体制を強化して取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

2点目の図柄のデザインについてでございます。

御紹介いただきましたように、ナンバーの図柄については来年の夏ごろに国土交通省が導入地域として御決定をいただいた後に、来年末までに国土交通大臣宛てに提案する必要があります。

図柄には、地域住民の意向が踏まえられていることはもちろんのこと、地域の特色を表現し、地域振興、観光振興に資するものであること、またナンバープレートとしての、見た目のわかりやすさということだと思っておりますが、視認性が確保されていることなどが求められております。

図柄の選定プロセスにつきましては、県として導入意向を表明した後に、どのような体制や方法で選定するのも含めて、関係市町が中心となって、地域で検討いただくことが適当ではないかと考えておりますけれども、既にありますナンバーへの図柄導入を目指しております他府県では、例えば、民間事業者を含めた実行委員会を設けて、図柄の一般公募を行っているところなどがございます。議員御提案の小・中学生に参画してもらおうといった選定方法につきましても、より多くの地域住民の皆様への参画と関心を喚起する上で有効な方法ではないかと考えます。

最後に3点目でございます。伊勢志摩ナンバーの導入申し込みに当たって求められます利活用の方針、すなわち新しいナンバープレートを活用した地域振興や観光振興のための方針につきましてでございますが、こちらもやはり地域における調整会議などの場を通して、関係市町が中心となって検討いただくことが適当ではないかと考えております。

また、3年ほど先になりますけれども、導入後に地域振興、観光振興の取

組を進めるに当たりましては、今回の図柄入りナンバー制度には寄附金の制度がございます。

図柄入りナンバープレートにつきましては、各ユーザーが寄附を行う寄附金つきのものと寄附金のないものとがございます。この寄附金は対象地域の地域交通のサービス改善や観光振興などに活用するものとされておりまして、その具体的な用途を決めるために、対象地域ごとに地方公共団体や地方運輸局、交通事業者、観光事業者などが参画する協議会を設置することが国の要綱に定められています。

例えば、こうした官民による協議会を活用して、より幅広い観点、中長期的な観点から地域振興や観光振興に向けた取組を検討していくことも考えられるのではないかと思います。

冒頭にも申し上げましたが、伊勢志摩ナンバーの実現は伊勢志摩地域にとって大きなPRの契機となります。

県といたしましては、南部地域活性化局や観光局など、関係部局間で連携を図りながら伊勢志摩ナンバーが実現することで、地域の方々が思い描く地域振興、観光振興につながるよう、関係市町、団体と一体となりまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） 御丁寧な答弁、ありがとうございました。

伊勢市のアンケート結果について、昨日、伊勢市議会で説明された約8割の方が賛成の意向を示しているということにつきましては、心強く思うところでありますし、ぜひ市町も我々としても伊勢志摩ナンバーの導入に向けて、今日来ていただいている方も含めて、皆さんが前向きに進めていきたいなと思うところであります。

それから今、県も前に出過ぎることなく市町とともに歩んでいただく中で、伊勢志摩ナンバー実現に向けて御努力いただいているなということ、非常によく理解させていただいたところでございます。引き続き、県としての

リーダーシップ、こういう意味でのリーダーシップをとっていただきながら、導入に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

特に図柄をどうするのかというところが一つの大きなポイントになるのかなと思ひておりまして、これはまだ気の早い話かもしれませんけれども、関係市町が中心となってというところは、おっしゃられるとおりでと思ひますけれども、そこに県として黒子の役割に徹するのでもいいのですが、うまく調整役として機能を果たしていただきたいなと思ひるところであります。

平成33年の三重とこわか国体・三重とこわか大会のときに、伊勢市の陸上競技場の近くに伊勢志摩ナンバーの車がばーっと走っているという絵姿をぜひ皆さんとイメージしながら、この事業を進めていただきたいなと思ひるところであります。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

選ばれ、泊まってもらえる観光地づくりというタイトルで質問をさせていただきます。

県では、伊勢志摩サミットで得たレガシー、資産を大きく育て、観光で地域の稼ぐ力を伸ばすという観光の産業化に鋭意取り組んでいただいております。

平成28年の観光レクリエーション入込客数は約4189万2000人と対前年比106.8%と一昨日の青木謙順議員の質問でも出た数字であります。

しかし、106.8%と入込客数が増えておるのですが、宿泊者数を見ますと930万4000人と対前比マイナス1.6%となり、旅館、ホテルの客室稼働率は必ずしも高い状況ではないというふうに思ひます。

ちょっとこちらの図を見ていただいたいのですが、(パネルを示す)これは都道府県別の客室稼働率の数字になります。赤いところ、ちょっと見づらひですが、東京都、愛知県、大阪府、福岡県、こういうところは70%以上の客室稼働率なのですが、三重県は青、55%未満というところの位置づけになります。具体的な数字としましては54%、全国で22位となっております。

三重県の客室稼働率の最近の動向というのはどうなのかということをお調べ

てみましたのが、次のグラフになります。

(パネルを示す)こちらですが、下が三重県の数字であります。右肩上がりではあるのですが、赤で示しております全国平均を下回っているというのが現状であります。

三重県観光振興基本計画におきましては、観光消費額とか観光客満足度を上げること、県内の延べ宿泊者数を増やすことなどを目標にさせていただいておりますけれども、ストレートに客室稼働率を高める取組についての記述は見当たりません。

そこでお伺いしますが、観光地として選ばれ、泊まってもらえる観光地づくりを進め、結果として旅館、ホテルの客室稼働率を高めるための課題、またその対応につきまして御答弁いただきたいと思っております。お願いします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長(河口瑞子) 選ばれ、泊まってもらえる観光地づくりを進め、旅館、ホテルの客室稼働率を高めるに当たっての対応についてお答えさせていただきます。

三重県が実施しています観光客実態調査報告、平成28年データによりますと、旅行1回当たりで使う金額は、宿泊客は日帰り客の約4.9倍になっており、宿泊は観光消費額の増加に大きく寄与していると言えます。

また議員からも御指摘がありましたように、観光庁宿泊旅行統計調査では、平成28年の本県の客室稼働率は、遷宮が行われたことなどで過去最も宿泊者数の多かった平成25年と比べても、宿泊事業者の皆さんの努力もあり、7.4ポイント高くなっているものの、全国平均と比べますと、まだまだ伸びる余地があるものと考えております。

三重が観光地として、さらに宿泊地として選ばれるためには、伊勢志摩サミットでも高い評価を得た食や三重の海、山、川の自然等を生かした、三重ならではの体験メニューの充実等といった、観光地の魅力づくりとともに、旅行者に何度でも泊まりたいと思わせる宿泊施設の魅力向上、この両方が必

要であると考えています。

例えば志摩市におかれましては、絶景ポイントをめぐるサイクリング体験や、今まで表舞台には出ていなかった食材のできる過程を紹介する取組などが生まれ、体験メニューが充実されつつあります。

しかし、宿泊施設の支配人の方などからは、地域ならではの生活が実感できるような体験がもっと増えれば、お客様がもっと増え、滞在日数も増える。体験メニューが一層充実されるとありがたいといったお声も伺っています。そのため、今後、県全域で各地域の特色ある資源を生かし、お客様のニーズに合うような体験メニューを充実していくことが重要ですので、地域DMO、市町の方々とともに連携しまして、体験型旅行商品の造成や三重が誇る海、山、川などの豊かな自然を体験という形で生かした、三重まるごと自然体験等と連携した情報発信に、今まで以上に取り組んでいきたいと考えています。

さらに、宿泊施設の魅力向上という観点からは、それぞれの宿泊施設が特色を持つことが必要です。また、宿泊施設で働く皆さんの笑顔があつてこそ、宿泊者の方の満足につながるものと考えています。そのため、従業員の方々が楽しく生き生きと仕事できる職場づくりといった、新しい視点も取り入れ、地域の皆様とともに、より一層、宿泊施設の魅力を高めていきたいと考えています。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） 一通り御答弁いただいたところでありますけれども、ポイントとなるのは食であつたりだとか、体験メニューという長くいたいと思うようなメニューが必要だということに加えて、宿泊施設の魅力向上ということを最後におっしゃっていただきました。

その中で特色を持っていただくとか、従業員の方々のホスピタリティ、笑顔ということもおっしゃっていただきましたけれども、じゃ、そこに対して県としてどういうことをされるのかというところが答弁としてまだいただけてないのかなと思いますので、改めてお聞かせいただきたいのですけれども、特に宿泊施設の魅力向上、その特色化、ホスピタリティ等を向上させるため

の県としての何らかの取組があるならば、お教えいただけませんか。お願いいたします。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 今、観光施設の従業員の方々を対象に、おもてなし向上の研修なども実施しているところでございますし、今後、宿泊施設の実態調査などもさせていただきながら、どういう対策をしていくのが従業員の方々の満足につながるか、取り組んでいきたいと思っております。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） 基本的には民間の事業者の皆さんでございますので、それぞれの御努力が前提というふうに私も思っております。

そこで経営資源の非常に少ない、弱小というと怒られますけれども、小さな旅館だとか家族経営しているような旅館だとかを中心としたところの客室稼働率を上げるための特色化、従業員の方々のレベルアップ、ホスピタリティの向上というところにつきましては、いろんな形を使って県としてもサポートをしっかりとさせていただきたいなということをお願いしたいと思いません。

それと、観光局長がおっしゃったように、一つの旅館だとかホテルだけでお客様を満足させる時代ではなくなってきているのかもしれない。地域全体がお客様を迎え入れるという思いを合意形成していくような場が、もしかするとDMOの大きな役割の一つかもしれないということも、改めて感じさせていただきました。その点につきましても、県としてもぜひ取り組んでいただきたい、DMOを使って、そういう地域の合意形成、戦略づくりというところについても、しっかりとサポートしていただきたいなと思うところで

す。

あと1点、要望なのですが、一昨日の青木謙順議員の質問の中で、民泊の話が出ました。民泊のメリット、デメリットというところがあるわけでございますけれども、やっぱり既存の旅館、ホテルの皆さんからすると、非常に危機感を感じていらっしゃる場所もあろうかと思えます。

どっちがよくて、どっちがあかんというんじゃなくて、三重県の観光戦略全体最適を考えた場合には、既存の旅館、ホテルと民泊との共存共栄ということが望まれるところだと思いますので、そうした観点から取り組んでいただきたいなということを改めて要望させていただきまして、次の質問に入らせていただきます。

三つ目は、東京オリンピック・パラリンピックに向けた水産物の振興ということでございます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける開催基本計画の主要目標におきまして、提供する食材については、持続可能で環境に優しい食料を使用する取組を実行すると記されたところであります。これを受けまして、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が具体的な食材の調達基準づくりを進めておりまして、本年3月下旬に国産を優先的に選択する方針とともに、調達コードというものを発表されました。

そのうち、水産物の調達に当たってを特化して今日は議論させていただこうと思います。

水産物の調達に当たっては、次の4点を要件としておりまして、まず1点目が、国連食糧農業機関、FAOが定める責任ある漁業のための行動規範や漁業関係法令などに照らして漁獲や生産が適切に行われている。遵法性、法令等に照らして、ちゃんと魚をとっていたり、生産がされているか。2点目は天然の水産物については、科学的な情報を踏まえて計画的に水産資源が管理され生態系の保全に配慮しているのか、養殖の水産物についても科学的な情報を踏まえ計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮している。4点目は、漁獲、生産に当たり作業者の労働安全を確保している。

これらの要件を満たすことが今回の東京オリンピック・パラリンピックの食材として使えますよという最低の要件として決められているわけですが、これらの要件を満たしていますよと示す方法として、第三者が専門的な立場からその要件を満たしているということを確認し、対外的にそれを証明する、いわゆる認証制度を利用することが採用されたところであります。

(パネルを示す) こちらのパネルをごらんいただきたいのですが、どんな認証制度なのかということで、具体的にはFAOのガイドラインに準拠した認証として、天然の水産物については、ロンドンに本部を置く海洋管理協議会が認証するMSC、もう一つはマリン・エコラベル・ジャパンMEL、これは日本独自の認証です。養殖の水産物については、オランダで設立された水産養殖管理協議会が認証するASC、または日本食育者協会が運営する養殖エコラベルAELを取得しているということであります。

本県では、こういったことを受けまして、平成29年度から3年間の新規事業としまして、東京オリ・パラに向けたみえの水産物販売力強化事業に取り組んでいただいております。具体的には、先ほど御紹介した、養殖エコラベルの日本版、AELの取得への支援だとか、首都圏での情報発信イベントなどのPR活動をしていただいております。

これは水産物に限ったことではなくて、農産品や畜産物、県産材についても東京オリンピック・パラリンピックへの供給体制の構築に取り組んでいただいております。

県産材につきましては、早い段階から、FSCの認証取得の促進に取り組んでいただいておりますし、農産品につきましては7月24日に、小泉進次郎衆議院議員と奥野長衛前JA全中会長を招いて、知事が真ん中に立って大々的に三重県GAP推進大会を開催していただきました。

そこで御質問なのですが、東京オリンピック・パラリンピックに向けて調達基準を満たすための取組が進められているのですけれども、どうも農業とか林業に比べると、水産業における取組が余り進んでいないんじゃないかなというふうに感じるのですが、いかがでしょうかというのが1点目です。

もう1点は、みえぎょれんにおきましても伊勢まだい、伊勢まぐろの養殖魚について、AEL認証を取得するなどの取組をしております。また、近海カツオ一本釣りで県内で9隻、遠洋カツオ一本釣りで県内で1隻の漁船がマリン・エコラベル・ジャパンを取得していただいておりますが、例えばイセエビやアワビなど、三重県の伊勢志摩地域が強い沿岸漁業における取得実績

というものがございません。

そこで、沿岸漁業で水揚げする天然の水産物についての認証取得を今後どのように進めていくのか、御答弁をお願いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、東京オリンピック・パラリンピックに向けた水産物の振興に関しまして、調達基準に示された認証取得を今後水産物の分野でどのように進めていくのかということについて、御答弁申し上げたいと思います。

オリンピック・パラリンピックにおけます水産物の食材調達基準につきましては、ロンドン大会以降、先ほども御紹介がありましたが、特に重要な念として持続可能性等についてうたわれてきているところでございます。

東京大会に関しても、これも先ほど議員からも御紹介がありましたとおり養殖水産物については2種類、天然水産物についても2種類の認証を受けた水産物が調達基準を満たすものとして決定されたところでございます。

また、それら以外の水産物を必要とする場合の基準もございまして、県が確認した資源管理に関する計画等に基づき漁獲されたものも調達基準を満たすことも決定されたところでございます。

こういうこともございますので、それぞれ水産物についても東京オリンピック・パラリンピックに向けた販路拡大のために取得の推進を進めていきたいというふうに考えております。

まず養殖水産物の認証につきましては、現在、本県では伊勢まだいと伊勢まぐろがAEL認証を取得しております。本年度からは、さらなる認証取得に向けまして、県内漁業者に対し個別指導でありますとか、研修会の開催に取り組んでいるところでございまして、引き続き県内漁業者の認証取得を支援していきたいというふうに考えております。

また、天然水産物につきましては、認証取得と資源管理が重要と考えておりまして、まず認証取得につきましては、この2種類の認証制度のうち、国際認証のMSCの取得につきましては、費用が非常に高額であることであり

ますとか、沿岸漁業などの多魚種を漁獲対象とする漁業を想定していないという課題がありますので、なかなか取得が容易ではないということもございますので、本県におきましては、国が普及に力を入れております国内認証であるME Lの取得を促進していきたいと考えております。

具体的には、講習会への参加促進でありますとか認証取得を目指す事業者へのコンサルティングなど、国の事業も活用しながら、天然水産物の認証取得を進めてまいりたいと考えております。

また、資源管理計画につきましては、現在、アワビを対象とした志島地区の海女漁業やイセエビを対象といたしました和具地区の刺し網漁業など、県内で37の計画が策定されております。

今後引き続き、資源管理計画の策定を促進していくために、資源管理に主体的に取り組む人材の育成や、水産業普及指導員による漁業者への技術的助言、指導などに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

このように、今後とも、養殖や天然水産物の認証取得促進や資源管理に取り組ましまして、東京オリンピック・パラリンピックに向けた販売を促進することにより、水産業の振興に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） 今、農林水産部長から例として出していただきました海女の漁業のことであつたりとか、和具地区のイセエビの刺し網のことについては、本当に資源管理の日本の中でもトップランナーをやっていると思っております、ぜひともイセエビ、アワビも含めて、この三重県でとれたお魚を東京オリンピック・パラリンピックの場で世界各国の皆さんに食していただくような機会をぜひつくっていただくために、県としてもしっかりバックアップをお願いしたいというふうに思います。

これは知事に再質問なのですが、食材の話ではないのですけれども、海つながりです。私も今日、ラペルピンをまたつけてきましたけれども、

余談ですが、水谷副議長はじめ去年12月、私、この場でラペルピン、いつでもあっせんしますよという話をしたら、両手でおさまらんぐらいのラペルピンがこの議場の中で売れまして、水谷副議長はじめ、皆さん、ありがとうございました。

この真珠を東京オリンピック・パラリンピックに向けて何らか売り込んでいくということは、今、知事の頭の中にあるか、ないか、あるならばどういう問題があると思っているのか、簡単に御答弁いただければ幸いです。

○知事（鈴木英敬） まさに6月1日、真珠の日に総理官邸に関係の団体の皆さんとともに、自治体の首長は私だけでありましたけれども、東京オリンピック・パラリンピックにおいて、例えば聖火のトーチのところに真珠を入れるとか、サミットでやったラペルピンのように、100カ国以上来る各国首脳の見別のためのラペルピンに真珠を使うとか、あるいはメダルに真珠を入れるとか、いずれにしてもそういう形で真珠というものを活用してほしいということで、提言、要望に上がりまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の遠藤副会長にお話をしたところであります。

また、引き続き関係の皆様と一緒に、真珠が活用されるような要望、提案をこれからも続けていくというつもりであります。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） ありがとうございます。

6月1日、私は誕生日なんですけれども、そんなことが行われているとは露知らずで、非常にありがたいお話でございまして、ぜひお願いしたいというふうに思います。

ちょっと順番をかえまして、5番目の質問を先にやらせていただきたいと、思います。伊勢志摩地域の道路整備のことについて、御質問させていただきます。

平成27年6月の一般質問でこのことを取り上げさせていただきました。知事の2期目の政策集で、伊勢二見鳥羽ラインの無料化を遅くとも平成32年度に実現と記載していただいておりますところで、私からも三重県道路公社

を解散することによって保有資産を活用し、政策集よりも前倒しの無料開放、県営サンアリーナのところの仮設インターの常設化を御提案させていただいたところ、知事の大きな政治決断で全国菓子大博覧会開催前の平成29年3月11日、当初予定より7年も前倒しでそれを実現していただきました。

この伊勢二見鳥羽ライン無料化から半年以上経過しておりますが、その効果についてどのように分析されていらっしゃるか、お教えいただきたいと思っております。お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢二見鳥羽ラインの無料化の効果についての御質問であります。

先ほど議員からも御紹介ありましたけれども、伊勢二見鳥羽ラインにつきましては、私が2期目の選挙でお示ししましたのは、遅くとも平成32年度までの無料化を掲げていたわけでありますけれども、平成27年7月に地元の伊勢市、鳥羽市、志摩市から無料化前倒しについて御要望があり、三重県道路公社や地元3市と協議会を設置して検討を行いました。

無料化により、接続する第二伊勢道路との一体性が向上し、広域的な地域間交流の促進や、菓子博などの大規模イベントとの相乗効果による伊勢志摩地域の観光の広域化などの効果も見込まれることから、3市と平成29年4月1日に早期無料化することで合意しました。

その後、春の行楽シーズン前に無料化することにより、有料道路区間を避けて生活道路へ迂回している車が減少し、交通の安全性が高まること、伊勢志摩地域への誘客促進が図られることを期待して、さらに前倒しをした平成29年3月11日に無料開放を行いました。

伊勢二見鳥羽ラインの無料化後の交通量変化を確認するため、本年5月16日、火曜日の朝7時から夜7時まで交通量調査を行いました。その結果は、12時間交通量が8127台で、これは昨年の同時期同時間帯の約3.1倍の交通量です。

伊勢二見鳥羽ラインは、無料化の効果として見込んでいたとおり、生活道

路としての利便性が向上して交通量が増えており、また菓子博にも間に合ったことで、伊勢志摩地域の交流人口の拡大に寄与していると考えております。

今後は、周辺道路交通の渋滞緩和など、より詳細な効果を確認するため、伊勢二見鳥羽ライン及び周辺道路の交通量調査を年内に実施してまいります。

長年、県内の有料道路の管理運営を行ってきた道路公社は、最終路線である伊勢二見鳥羽ラインの業務の完了に伴い、6月30日に国の認可を得て解散し、10月2日に清算終了する予定であります。

無料化までの期間中、大雨の影響によるのり面崩落や伊勢志摩サミットの開催など様々なことがある中、地域の声をしっかりお聞きし、当初計画より約7年の早期無料化を実現することができました。

中嶋議員から先ほどありましたとおり、中嶋議員はじめ多くの地元県議会議員から前倒し早期無料化などについて何度もこの場で質問、御提案をいただきました。それも決断、決定の後押しになりました。

いずれにしましても、地元3市の皆さん、県議会の皆さん、そして関係者の皆さんの御理解と御支援、そして地域活性化に向けて強い思いがあったからこそ、私も決断させていただくことができたと考えております。本当にありがとうございました。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） 大変遠慮がちに知事はおっしゃっていただきましたが、こちらこそ本当にありがとうございました。

この無料化を契機に、この伊勢市、鳥羽市、志摩市がもう少し一体的になった観光誘客だとかそういったことに取り組んでいくことの必要性を、改めて感じておるところであります。

我々志摩市に住む者からすると、伊勢二見鳥羽ライン、第二伊勢道路ができたけれども、そこへ行くアクセスの問題というのはまだ残っておりまして、国道167号の鵜方バイパスと磯部バイパスの進捗状況というのは非常に気にかかるところでありまして、これにつきましてもちょっとお教えいただきたいのですが、鵜方バイパス、ほぼほぼ供用開始が近づいていると思われるの

ですけれども、いつごろの供用開始になるのか。それから磯部バイパス、まだ工事に着工していただいておりますけれども、その進捗状況など、今後の見通しについて県土整備部長、御答弁いただけませんか。お願いします。

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、伊勢志摩地域の道路整備についてお答えさせていただきます。

御質問にありました国道167号鵜方磯部バイパスにつきましては、近鉄鵜方駅周辺の渋滞解消を目的に約3.4キロメートル区間の整備に取り組んでおり、先ほど一部御紹介もありましたが、平成28年度末の事業進捗率は97.6%となっております。

供用開始時期につきましては、周辺住民の皆さんの工事への御理解と関係者等の御協力により事業進捗を図ることができたことから、年度内供用であった目標を本年12月17日に前倒しすることを予定しております。引き続き、予定どおりに供用できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、磯部バイパスにつきましては、整備後には緊急輸送道路となることから、津波浸水想定区域を回避したルートとして志摩市磯部町恵利原から五知の約2.5キロメートル区間の整備に取り組んでいるところで。

今年度は用地交渉を進め、用地取得の全区間完了を目指しております。バイパス工事であることから工事着手時期については、この用地取得の進捗状況を確認の上、慎重に検討したいと考えておりますが、引き続き早期完成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○**32番（中嶋年規）** ありがとうございます。

鵜方バイパスが12月17日開通、供用開始ということで、非常に楽しみにしたいと思います。ちょっと早いクリスマスプレゼントというふうにと受けとめさせていただきます。

あと磯部バイパスにつきましては、用地の問題がまだ残っておるとい

とでございまして、地元としてもぜひとも早期の完成を求めています。

鶴方バイパス、磯部バイパスができますと、和具から伊勢に行く時間が少なくとも16分は短縮できる。少なくともですから、もっと車を早く飛ばす人は、下手すると30分ぐらい早くなる可能性もあるので、そういった意味においても、できるだけ早期の開通に向けて地域としても努力をしていく必要があるなということを改めて確認をさせていただきました。引き続き、よろしくお願いいたします。

後回しにしてしまいました中小企業の2020年問題の質問に入らせていただきます。

中小企業の2020年問題って何なんだろうかというふうに思われる方は多いかもしれませんがけれども、2010年代に入りまして中小企業経営者の高齢化が進んでおりまして、現在、日本の経営者386万人のうち67歳の方が一番多いという数字があります。ですので、2020年には70歳の方が一番多くなって、団塊の世代の経営者の方々が大量に引退する時期を迎える中で、半数以上の中小企業で後継者が未定、2020年に後継者不足による廃業が急増するおそれがあるということで、これが日本の中小企業2020年問題と一部で言われているものであります。

そこで中小企業庁で平成29年から5年程度を事業承継支援の集中実施期間とします、事業承継5ヶ年計画というものを今年7月に策定をされました。

(パネルを示す) その内容がこちらのパネルになります。

経営者に事業承継診断を積極的に働きかけるなど経営者に気づいていただく、後継者が継ぎたいような環境の整備を経営革新支援や事業承継税制のさらなる活用をしてやるとか、事業引き継ぎ支援センターの強化による後継者マッチング支援の強化、事業からの退出や事業統合等の円滑化、経営スキルの高い人材による支援というふうなことを展開していくことを、中小企業庁として全国的にやろうとしていると聞いております。

特に親族以外の従業員や第三者への事業承継を積極的に推進していこうという方向であります。

本県では中小企業・小規模企業振興条例に基づきます取組の一環としまして、全国に先駆けて三重県産業支援センター内に三重県事業引継ぎ支援センターを平成26年6月に設置しております。中小企業の2020年問題にもいち早く対応していただいておりますけれども、設置してから約3年、相談件数の推移やこれまでの成果、2020年問題への対応についてどのようになっておるのか、お聞かせいただきたいと思っております。お願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 2020年問題に係る三重県事業引継ぎ支援センターの相談件数の推移、成果についてのお尋ねでございます。

県内5000社を対象といたしましたアンケート調査においては、経営上の課題でも後継者不足は上位に位置しております。

今後、数年間のうちに多くの中小企業・小規模企業の経営者の引退と後継者難を理由とした廃業の増加が見込まれまして、技術・ノウハウの喪失や雇用の不安定化に加えまして、県民生活にも影響を及ぼす可能性がある中、地域社会の持続的形成や維持を図る上で、円滑な事業承継に向けた取組の強化は大変重要であるというふうに考えております。

先ほど議員からおっしゃっていただきました、三重県事業引継ぎ支援センターでございますけれども、本年8月末までの実績でございますが、316社、延べ537回の相談を受けまして、成約件数は累計23件、そのうち親族や従業員への承継でない第三者承継は8件の実績となっております。

しかしながら、中小企業・小規模企業の経営者は、後継者問題に関して誰にも相談しないケースがまだまだ多く、その実態が見えにくい状況にありますことから、企業の経営者に対して、三重県事業引継ぎ支援センターや商工団体等支援機関への早期の相談を促すことが重要というふうに考えてございます。

この三重県事業承継ネットワークにおきまして、事業承継診断を行います。適切な支援機関、専門家によります支援が必要と判断した案件については、支援機関、専門家への橋渡しを行うなど、三重県事業承継ネットワークを核

といたしまして、関係機関同士が連携しながら、県内中小企業・小規模企業の事業承継が円滑に進んでいくよう取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） ありがとうございます。

その事業承継ネットワークを活用したというところで、中小企業庁の今回の5カ年の頭でもありますけれども、相談に来るのを待っているのではなくて、アウトリーチとまでは言いませんけれども、やはり困っているんだという企業の経営者の方に、早く気づいて相談してもらおうようなプッシュ型の支援というものをぜひ三重県でも引き続きやっていただきたいことをお願いしたいと思います。

二つ目の質問に入らせていただきます。

地方創生の観点からということで、地域に仕事をいかにつくるかということが地方創生にとって非常に大事であります。そのために新たな創業、起業を支援することと、既存企業の継続、発展、これは車の両輪で取り組む必要があるかなと思っております。

その新たな創業、起業は都市部ではマーケットも大きいのでやりやすいところであります。この地方創生の観点からした場合に、田舎に新たな創業というのは、なかなかハードルの高いところもあるんじゃないかと思うところであります。ええとこやんか三重移住相談センターでも、移住と新たな創業、起業の相談を受けていただいておりますけれども、事業承継の観点からの移住希望者への幅広い呼びかけ、働きかけというのは弱いんじゃないかなと思うところあります。

例えば、伊勢市も創業や本社移転に対しては補助金があるんですけども、事業承継に対する補助金はございません。

移住を考える人にとってみれば、顧客や仕入れ先、店舗などの経営資源を引き継げる。新規創業よりも、そういう意味ではリスクが低い。知名度やノウハウ、代々育まれてきた知識など目に見えない資産を引き継げる、また業

の存続を望む地域や取引先の期待に応えられるといったメリットが、事業承継をしながら移住することであるのではないかと思うところであります。

静岡県では事業引継ぎ支援センターと東京、有楽町にあります移住相談センターとの連携を非常に強めておりまして、移住者と後継者不足企業とのマッチングにも力を入れていただいております。

和歌山県では一定の条件のもと、移住者が商店経営などを引き継ぐ際に、改修費などを補助する制度もスタートしております。

そこでお伺いしますが、ええとこやんか三重移住相談センターと三重県事業引継ぎ支援センターとの連携をさらに深めていただきまして、移住希望者と県内の後継者不足に悩む中小企業とのマッチングを強化するなど、後継者不足の課題解決と地方創生の推進をともに進める取組を展開してはいかがでしょうか。御所見をお伺いしたいと思います。

もう1点、中小企業の後継者となる移住者に対しまして、事業の引き継ぎなどに掛かる経費の一部を補助するなど、地方創生を進める観点からより手厚い事業承継支援は考えられないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（村上 亘）** ええとこやんか三重移住相談センターと三重県事業引継ぎ支援センターとの連携を深めたらどうかという御質問でございます。

首都圏等には、高い経営スキルや専門的な技能等を有し、地方での活躍を望む人材が多数いると考えられることから、移住者や移住希望者を後継者のいない経営者とマッチングする取組は、地方創生推進の観点から有効な手法の一つと考えられます。

一方で、平成28年度の移住相談1137件の相談者の約16%が、自分で事業を起こしてみたい、経営したいという思いを持っているという実情もございます。

このため、今後は、都市圏の移住希望者と県内の後継者のいない経営者とのマッチングを進めていけるよう、三重県事業引継ぎ支援センターとええと

こやんか三重移住相談センターとの連携を関係者と協議しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

それともう1点、補助金等のお話でございますけれども、今のところ、県の補助金はございません。ただ、事業承継を契機としました経営革新等や事業転換を行う中小企業を対象としました国の事業承継補助金というものが今年度から創設されておりまして、今年度の予算額では2億円という形になっております。

来年度は、県から要望活動も進めさせていただきましたので、事業承継・再編・統合集中実施事業として16億2000万円を概算要求されているというふうに聞いております。

こういった補助金については、移住者による事業承継も対象となりますので、活用を促進していきたいというふうに考えてございます。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） 国の事業も積極的に活用していただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

地域連携部長、移住政策を推進する観点から私のこの提案に対しての御意見があれば短くお願いします。

○地域連携部長（鈴木伸幸） 大都市圏からの移住希望者と後継者のいない事業者をマッチングさせるということは、移住促進の観点からも非常に有効な方法の一つだと思っておりますし、地方で自分の夢をビジネスで実現したいと思ってみえる移住希望者にとっても大変魅力のあることだと思っておりますので、三重県事業引継ぎ支援センターなど関係機関と今後ともしっかり連携をしていきたいというふうに考えております。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） ありがとうございます。

ぜひこの移住政策と2020年問題の事業承継の問題を一つに捉えていただいて、積極的に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

3項目につきましては、時間もございませんので、事業承継ホールディン

グカンパニー構想というものを日本総合研究所が提案しておりますので、そのことを御紹介しながら、それについて研究していただいたらどうでしょうかということの質問でございました。答弁を用意していただいていたと思いますけれども、しっかりこういうこともあるんだなということの研究していただいて、必要に応じてまた考えていただければということで、要望で終わらせていただきたいと思います。

明日にも衆議院が解散総選挙といううわさが出ておりまして、皆さん、なかなか腰が落ち着かないところがあるかもしれませんが、我々はしっかりと県政に腰を据えて、ねえ、鈴木知事、取り組んでいただきたいなと思いますので、ぜひともこれからも県政発展のために努力をしていきたいというふうに思います。

それでは、時間となりましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

藤田宜三議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。1番 芳野正英議員。

〔1番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○1番（芳野正英） お疲れのところ、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。新政みえ、四日市市選出の芳野正英でございます。

本日最初の藤田議員の質問に関連しまして質問をさせていただきますが、8月19日の多文化共生フォーラム2017 in みえは藤田議員が代表で、私たちも役員として、このフォーラム開催をさせていただきます。私はこの最後のほうに地域で多文化共生に取り組んでおられる皆さんとの意見交換会の司会をさせていただきましたけれども、最後にこのフォーラムのまとめの中で、教育ですとか防災の面では、多文化共生、大分進んできているのですけれども、やはり就学前の教育と就労の環境整備、もしくは就職といった部分が多文化共生というのがなかなか進んできてないんじゃないかというまとめで終えさせていただきました。

それを踏まえての藤田議員の質問であったわけですが、御答弁をいただいていた平成20年1月に外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章というものが出されましたけれども、この憲章から10年、どのように雇用環境が変わってきているかという、実は外国人の特に正社員としての雇用率ですとか、企業内で日本語研修を行う企業数の増加とか、こういった部分はなかなか充実ができてきてないんじゃないかという課題を持っています。もちろん、ある部分は進んでいるのかもしれませんが、それがなかなか目に見えてないんじゃないかということを私たちとしては感じております。

今日の御答弁にもありましたセミナー開催をしているとか、最後の御答弁でも先進事例を官民で共有して、また日本語研修をやっている先進企業を関係者間で展開をしていくというふうな御答弁をいただいたのですけれども、関係者間と言わず、広くこの情報を発信していく必要があるんじゃないかなど。4県のホームページを見ていまして、この憲章については説明をされているのですが、セミナーですとか先進事例というのが出てきておりませんので、そういったことも各企業に発信していく、そういう広域展開をすべきではないかと思っておりますが、その点の御答弁をお願いいたします。

**○環境生活部長（井戸畑真之）** 外国人雇用の先進事例、今後広めていくべきではないかということでございます。

先ほど御紹介がございました多文化共生フォーラムにおきましても、介護現場で働く外国人労働者の事例について御紹介いただいております。また、本年2月に四日市市で開催しました憲章普及セミナーにおきましても、東海4県の企業から、例えば外国人留学生を積極的に採用している例であるとか、外国人社員の育成に努める、あるいは外国人社員の中からリーダーとして活躍してもらおう職場環境づくりをされているといった例も紹介されたところでございます。

県といたしまして、こうした先進事例を広く県内の企業に水平展開して、外国人労働者の雇用や環境整備につなげていくことが重要であるというふう

に認識しております。具体的にはこれからになりますけれども、経済団体も参加しておられます三重県多文化共生推進会議などのネットワークを活用しながら、これからも先進事例をどんどん発掘し、さらにそうした事例を広く共有するために、多文化共生の関連イベントとか県のホームページ、早速載せるようにしたいと思っておりますので、こういうところを活用して展開していきたいと考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

ぜひホームページ等々、また例えば事例集を作成するとかいったことが必要ですし、必ずしも三重県に限らないと思うんですね。今、せつかく4県1市でやっていただいているのであれば、協力し合って4県の事例を集めながら、その事例集を作っていく、それをまたホームページ等々で共通で公開をしていくということが必要なと思います。

障がい者雇用と違って法定雇用率みたいな形での枠づけというのは、なかなかできないと思うんです。逆にその人材不足に悩んでいる中小企業からの問い合わせ等々、私も幾つかいただくんですが、外国人の雇用ってどうすればいいかわからないという悩みを持っている方もおられますので、そのマッチングの機会にもなると思いますし、雇用が安定すれば、そうした外国人住民も日本語を習得していきますので、その地域での外国人コミュニティのリーダーになっていくことがダイバーシティ社会の実現につながっていくのかなと思っておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次の質問に移ります。8月19日のフォーラムのわずか10日後、8月29日に四日市市内のアパートの駐車場にとめられている車の車内から6歳の女兒の遺体が見つかるという大変痛ましい事件がありまして、そのフォーラムを開催したのは三重多文化共生を考える議員の会ですが、そのメンバー皆々が心を痛めるような事件が起きました。

もちろん、捜査中の事件であり、関連質問でありますので、今ここでその

ことをしていかないのですが、この中でダイバーシティ社会推進元年とも位置づける今年、我々としても10年間取り組んできた節目の年にこういったことが起こるといことは、やはり検証していかなければいけないなと思っております。

今回の事件、児童相談所も積極的にかかわっていただいたようですけれども、県としてこの事件を今後どう捉えて検証していくのかというのをお教えいただければと思います。

それからもう1点、今回の事例は児童が対象ですので、児童相談所が対応していったわけですが、今後同様に外国人の住民で配偶者への暴力ですとかDV被害は、多文化共生を支援しているNPOなんかにも一時期相談が殺到したという時期もありました。こういうところを県としても対応していかないといけないのですが、三重県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター等々について、そういう日系の外国人の方からの相談が来たようなときに、その対応ができるのかどうか、こういったことも事前に検証しておかないといけないのかなと思います。ダイバーシティ社会推進本部として、それを総括的にまとめて、そういう相談体制がしっかりできているのか、この辺の検証はこれからどうなっていくのか、お聞かせください。

**○環境生活部長（井戸畑真之）** ダイバーシティ社会推進本部でこういったことをやっていけるかというところでございます。

この本部につきましては、各部局で実施している施策を総合的、かつ効果的に推進するために、それぞれが行っている施策、取組をダイバーシティの観点から横串を通して取り組むことで、各部局の施策や取組内容を共有する場であると考えておまして、各部局における課題については、それぞれの部局が当事者として取り組むことと考えております。

今回の外国人児童の案件につきましては、まずは健康福祉部等の関係部局において、その対応策を考えていくことになると思いますし、またDVとか家庭内暴力とかにつきましては、各部局でいろんな窓口が設けられております。私どもでもフレンテみえであったり、人権センターであったり、みえ性

暴力被害者支援センターよりこであったりとかございますので、こういったそれぞれ専門の窓口にきちっとつないでいけるように、日ごろから顔の見える関係づくりということで、そういう連携の会議もできておりますので、こういった場も使いながら、今後の対応策について検討できないかと考えております。

以上でございます。

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） まずは、私どもとしては、今回の事件で子どもの命が失われたことにつきまして、県として重く受けとめているところでございます。

この件を受けての対応です。通例、このような事件が発生しますと、速やかに検証を行いまして再発防止に向けた検討を行うこととしていますけれども、今回の事件は、まさに容疑者が今、警察に勾留中で取り調べが続いておりまして、検証を行うための情報が不足しております。

今後、取り調べが進む中で詳細が明らかになっていくと思いますので、その進展を見きわめた上で、今回のような事件を防ぐために県として何ができるのか、何をしていくべきか、しっかりと検証を行いまして、教育委員会、市町、関係機関とも連携を密にしまして、今後に向けて生かしていきたいと考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） また必ず議会に報告をお願いいたします。

時間がまいりましたので終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。明28日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認め、明28日は休会とすることに決定いたしました。

9月29日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（水谷 隆） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時11分散会